

參 考 資 料

平成 30 年 3 月

市 議 會 定 例 會

目 次

内 容		頁
議案第 1 号関係	寝屋川市一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正	1
議案第 2 号関係	寝屋川市特別職の職員の給与に関する条例等の一部改正等	27
議案第 3 号関係	寝屋川市職員の退職手当に関する条例等の一部改正	33
議案第 11 号関係	寝屋川市みんなのまち基本条例の一部改正	36
議案第 12 号関係	寝屋川市手数料条例の一部改正	43
議案第 13 号関係	寝屋川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正	45
議案第 14 号関係	寝屋川市立斎場条例の一部改正	47
議案第 15 号関係	寝屋川市国民健康保険条例の一部改正	51
議案第 16 号関係	寝屋川市介護保険条例の一部改正	69
議案第 17 号関係	寝屋川市指定居宅介護支援事業者の指定並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正	77
議案第 18 号関係	寝屋川市後期高齢者医療に関する条例の一部改正	85
議案第 19 号関係	寝屋川市教育委員会の委員の数を定める条例の制定	89

内 容		頁
議案第 27 号関係	中核市の指定に係る申出	90
議案第 28 号関係	市道の廃止	91
議案第 29 号関係	市道の認定	94
議案第 30 号関係	工事請負契約の変更	112

寝屋川市一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正

1 改正理由

一般職の職員の給与について、給料月額、勤勉手当等の改定を行う等のため、本条例等の一部を改正する。

2 主な改正内容

(1) 寝屋川市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正〔第1条〕

ア 給料月額の改定（別表第1、別表第2関係）

給料表の給料月額を引き上げる。（引上げ率＝平均0.15%（488円））

イ 勤勉手当の改定（第23条関係）

12月期の支給割合を100分の95（再任用職員にあっては100分の45）とする。（【参考】参照）

(2) 寝屋川市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正〔第2条〕

ア 勤勉手当の改定（第23条関係）

6月期及び12月期の支給割合をそれぞれ100分の90（再任用職員にあっては100分の42.5）とする。（【参考】参照）

(3) 寝屋川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正〔第3条〕

ア 給料月額の改定（第7条、第11条関係）

特定任期付職員及び任期付常勤・短時間勤務職員に適用する給料表の給料月額を引き上げる。

イ 期末手当の改定（第8条関係）

特定任期付職員に支給する期末手当について、12月期の支給割合を100分の167.5とする。（【参考】参照）

(4) 寝屋川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正〔第4条〕

ア 期末手当の改定（第8条関係）

特定任期付職員に支給する期末手当について、6月期及び12月期の支給割合をそれぞれ100分の165とする。（【参考】参照）

(5) 附則

ア 施行期日

公布の日。ただし、(2)及び(4)は、平成30年4月1日

イ 適用及び給与の内払

(1)及び(3)については、平成29年4月1日から適用し、それぞれ、改正前の条例に基づいて支給された給与は、改正後の条例による給与の内払とみなす。

ウ 平成30年4月1日における号給の調整

「平成30年4月1日において37歳に満たない一定の職員」の同日における号給は、1号給上位の号給とする。

※ 給与制度の総合的見直しによる激変の緩和に伴う経過措置を講じるため行った昇給の抑制を回復する。

【参考】

期末手当・勤勉手当の支給割合

(1) 一般職の職員 ((2)及び(3)を除く。)

	現 行			平成29年度			平成30年度以降		
	期末	勤勉	計	期末	勤勉	計	期末	勤勉	計
6月期	1.225	0.85	2.075	1.225	0.85	2.075	1.225	0.90	2.125
12月期	1.375	0.85	2.225	1.375	0.95	2.325	1.375	0.90	2.275
計	2.60	1.70	4.30	2.60	1.80	4.40	2.60	1.80	4.40

(2) 再任用職員

	現 行			平成29年度			平成30年度以降		
	期末	勤勉	計	期末	勤勉	計	期末	勤勉	計
6月期	0.65	0.40	1.05	0.65	0.40	1.05	0.65	0.425	1.075
12月期	0.80	0.40	1.20	0.80	0.45	1.25	0.80	0.425	1.225
計	1.45	0.80	2.25	1.45	0.85	2.30	1.45	0.85	2.30

(3) 特定任期付職員

	現 行			平成29年度			平成30年度以降		
	期末	勤勉	計	期末	勤勉	計	期末	勤勉	計
6月期	1.625	-	1.625	1.625	-	1.625	1.65	-	1.65
12月期	1.625	-	1.625	1.675	-	1.675	1.65	-	1.65
計	3.25	-	3.25	3.30	-	3.30	3.30	-	3.30

対屋川市一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正

No. 1

1 対屋川市一般職の職員の給与に関する条例（第1条関係）

改正案	現行
(初任給調整手当)	(初任給調整手当) <p>第 12 条の 2 医療職給料表の適用を受ける職員の職のうち、採用による欠員の補充が困難であると認められると認められた職員には、月額 <u>250,900 円</u>を超えない範囲内の額を、採用の日から 35 年以内の期間、採用の日（採用後規則で定める期間を経過した日）から 1 年を経過するごとにその額を減じて、初任給調整手当として支給する。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(勤勉手当)</p>
第 23 条 (略)	第 23 条 (略) <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の総額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第 22 項第 4 号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額並びにこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に 100 分の 85 、6 月に支給する場合には 100 分の 85 、12 月に支給する</p>

改正案	現行
<p>場合には<u>100分の95</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に、<u>6月</u>に支給する場合には<u>100分の40</u>、<u>12月</u>に支給する場合には<u>100分の45</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3～6（略）</p>	<p><u>(2) 再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に100分の40</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3～6（略）</p>
<p>附 則</p> <p>25 附則第22項の規定が適用される間、第23条第2項第1号に定める額は、同号の規定にかかわらず、同号の規定により算出した額から、同号に掲げる職員で附則第22項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に、<u>6月に支給する場合は100分の1.275</u>、<u>12月に支給する場合は100分の1.425</u>を乗じて得た額（最低号給に達しない場合には、勤勉手当減額基礎額に、<u>6月に支給するときは100分の85</u>、<u>12月に支給するときは100分の95</u>を乗じて得た額）の総額に相当する額を減じた額とする。</p> <p>別表第1（第3条、第3条の2関係）</p> <p>行政職給料表 別紙1のとおり</p> <p>別表第2（第3条、第3条の2関係）</p> <p>医療職給料表 別紙3のとおり</p>	<p>附 則</p> <p>25 附則第22項の規定が適用される間、第23条第2項第1号に定める額は、同号の規定にかかわらず、同号の規定により算出した額から、同号に掲げる職員で附則第22項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に、<u>100分の1.275</u>を乗じて得た額（最低号給に達しない場合には、勤勉手当減額基礎額に100分の85を乗じて得た額）の総額に相当する額を減じた額とする。</p> <p>別表第1（第3条、第3条の2関係）</p> <p>行政職給料表 別紙2のとおり</p> <p>別表第2（第3条、第3条の2関係）</p> <p>医療職給料表 別紙4のとおり</p>

2 寝屋川市一般職の職員の給与に関する条例（第2条関係）※「現行」は、第1条による改正後のものとする。

改 正 案	現 行
(期末手当)	<p>(期末手当)</p> <p>第22条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条から第22条の3まで）にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の市長が定める日（次条及び第22条の3第1項においてこれらの人を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員（第28条第6項の規定の適用を受ける職員及び規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の137.5を乗じて得た額に、基準日前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料及び扶</p>

改正案	現行
<p>養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。</p> <p>5～7 (略)</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第23条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日(以下この<u>条</u>においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、その者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の市長が定める日に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員(規則で定める職員を除く。)についても、同様とする。</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の総額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額並びにこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の90</p>	<p>養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。</p> <p>5～7 (略)</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第23条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日(以下この<u>条</u>及び附則第22項第4号においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、その者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の市長が定める日に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員(規則で定める職員を除く。)についても、同様とする。</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の総額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額並びにこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に6月に支給する場合には100分の85、12月に支給する</p>

改正案	現行
(2) <u>再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に100分の42.5</u>	<u>場合には100分の95を乗じて得た額の総額</u>
<u>3～6 (略)</u>	(2) <u>再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の40、12月に支給する場合に100分の45を乗じて得た額の総額</u>
<u>附 則</u>	<u>3～6 (略)</u>
<u>(平成21年6月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する特例措置)</u>	<u>(平成21年6月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する特例措置)</u>
21 (略)	21 (略)
<u>3～6 (略)</u>	22 <u>平成30年3月31日までの間、職員(給料表の適用を受けた職員(再任用職員を除く。)のうち、その職務の級が6級以上である者であつてその号給がその職務の級における最低の号給でないものに限る。以下この項及び次項において「特定職員」という。)に対する次に掲げる給与の支給に当たつては、当該特定職員が55歳に達した日後ににおける最初の4月1日(特定職員以外の者が55歳に達した日後ににおける最初の4月1日後に特定職員となつた場合にあつては、特定職員となつた日)以後、次の各号に掲げる給与の額から、それぞれ当該各号に定める額に相当する額を減ずる。</u>
	(1) <u>給料月額 当該特定職員の給料月額に100分の1.5を乗じて得た額(当該特定職員の給料月額に100分の98.5を乗じて得た額が、当該特定職員の属する職務の級における最低の号給の給料月額に達しない場合(以下この項、附則</u>

改正案	現行
	<p>第 24 項及び第 25 項において「最低号給に達しない場合」という。)にあつては、当該特定職員の給料月額から当該特定職員の属する職務の級における最低の号給の給料月額を減じた額(以下この項及び附則第 24 項において「給料月額減額基礎額」という。)</p> <p>(2) 地域手当 当該特定職員の給料月額に対する地域手当の月額に 100 分の 1.5 を乗じて得た額(最低号給に達しない場合にあつては、給料月額減額基礎額に対する地域手当の月額)</p> <p>(3) 期末手当 それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額(第 22 条第 5 項の規定の適用を受ける職員にあつては、当該合計額に同項に規定する 100 分の 20 を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額)に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同条第 2 項各号列記以外の部分に規定する割合を乗じて得た額に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同項各号に定める割合を乗じて得た額に、100 分の 1.5 を乗じて得た額(最低号給に達しない場合にあつては、それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額減額基礎額及びこれに対する地域手当の合計額(同条第 5 項の規定の適用を受ける職員にあつては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する 100 分の 20</p>

改正案	現行
	<p>を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額)に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同条第2項各号列記以外の部分に規定する割合を乗じて得た額に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同項目に定める割合を乗じて得た額)</p> <p>(4) 勤勉手当 それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額(第23条第4項において準用する第22条第5項の規定の適用を受ける職員にあつては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する100分の20を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額。附則第25項において「勤勉手当減額対象額」という。)に、当該特定職員に支給される勤勉手当に係る第23条第2項前段に規定する割合を乗じて得た額に100分の1.5を乗じて得た額(最低号給に達しない場合にあつては、それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額減額基礎額及びこれに対する地域手当の月額の合計額(同条第4項において準用する第22条第5項の規定の適用を受ける職員にあつては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する100分の20を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額。附則第25項において「勤勉手当減額基礎額」という。)に、当該特定職員に支給される勤勉手当に係る第23条第2項前段に規定する</p>

改正案	現行
	<p>る割合を乗じて得た額)</p> <p>(5) 第28条第1項から第4項まで又は第6項の規定により支給される給与 当該特定職員に適用される次に掲げる規定の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>ア 第28条第1項 前各号に定める額</p> <p>イ 第28条第2項又は第3項 第1号から第3号までに定める額に100分の80を乗じて得た額</p> <p>ウ 第28条第4項 第1号及び第2号に定める額に、同項の規定により当該特定職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額</p> <p>エ 第28条第6項 第3号に定める額に100分の80を乗じて得た額</p> <p>23 前項に規定するもののほか、特定職員以外の者が月の初日以外の日に特定職員となつた場合における同項の減ずる額の計算その他の同項の規定の実施に關し必要な事項は、規則で定める。</p> <p>24 附則第22項の規定により給与が減ぜられて支給される職員についての第15条から第18条までに規定する勤務1時間当たりの給与額は、第19条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した給与額から、給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから規則で定めるものを減じたもので除して得た額に100分の1.5を乗じて得た額(最低</p>

改正案	現行
	号給に達しない場合には、給料月額減額基礎額及びこの額とする。
25	附則第22項の規定が適用される間、第23条第2項第1号に定める額は、同号の規定にかかわらず、同号の規定により算出した額から、同号に掲げる職員で附則第22項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤労手当減額対象額に、6月に支給する場合には100分の1,275、12月に支給する場合には100分の1,425を乗じて得た額(最低号給に達しない場合には、勤労手当減額基礎額に、6月に支給するときは100分の85、12月に支給するときは100分の95を乗じて得た額)の総額に相当する額を減じた額とする。
22~25	(略)
26~29	(略)

3 富屋川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（第3条関係）

改正案	現行
	(特定任期付職員の給与の特例)
第7条 特定任期付職員（次の各号に掲げる職員である特定任期付職員を除く。以下この条及び次条において同じ。）には、次の給料表を適用する。	第7条 特定任期付職員（次の各号に掲げる職員である特定任期付職員を除く。以下この条及び次条において同じ。）には、次の給料表を適用する。
(1)・(2) (略)	(1)・(2) (略)
号給	給料月額
1	373,000 円
	372,000 円

改正案				現行	
2	421,000	2			420,000
3	471,000	3			471,000
4	532,000	4			532,000
5	607,000	5			607,000
6	709,000	6			709,000

2～4（略）

(特定任期付職員に係る給与条例の適用除外等)

第8条（略）

2 特定任期付職員に対する給与条例第21条の2第1項及び第22条の規定の適用については、給与条例第21条の2第1項中「第12条第1項に規定する職員」とあるのは「第12条第1項に規定する職員（寝屋川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年寝屋川市条例第15号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員を含む。）」と、給与条例第22条第2項中「100分の122.5」

とあるのは「100分の162.5」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の167.5」と、同条第5項中「職員でその職務の級が3級以上であるもの」とあるのは「職員でその職務の級が3級以上であるもの及び寝屋川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」とする。

2～4（略）
(特定任期付職員に係る給与条例の適用除外等)

第8条（略）

2 特定任期付職員に対する給与条例第21条の2第1項及び第22条の規定の適用については、給与条例第21条の2第1項中「第12条第1項に規定する職員」とあるのは「第12条第1項に規定する職員（寝屋川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年寝屋川市条例第15号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員を含む。）」と、給与条例第22条第2項中「100分の122.5、12月に支給する場合においては100分の137.5」とあるのは「100分の162.5」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の167.5」と、同条第5項中「職員でその職務の級が3級以上であるもの」とあるのは「職員でその職務の級が3級以上であるもの及び寝屋川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」とする。

改正案		現行	
(任期付常勤・短時間勤務職員の給与の特例)		(任期付常勤・短時間勤務職員の給与の特例)	
第11条 任期付常勤・短時間勤務職員には、次の給料表を適用する。		第11条 任期付常勤・短時間勤務職員には、次の給料表を適用する。	
号給	給料月額	号給	給料月額
1	128,900	1	127,900
2	136,500	2	135,500
3	140,400	3	139,400
4	142,600	4	141,600
5	151,500	5	150,500
6	156,800	6	155,800
7	169,100	7	168,000
8	181,600	8	180,500
9	185,400	9	184,400
10	188,200	10	187,100
11	198,000	11	197,000
12	204,600	12	203,600
13	236,600	13	235,500
14	245,800	14	244,800
15	249,500	15	248,600
16	253,000	16	252,100
17	261,600	17	260,700
18	267,500	18	266,600
2～4 (略)		2～4 (略)	

4 寝屋川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（第4条関係）※「現行」は、第3条による改正後のものとする。

改正案		現行
(特定任期付職員に係る給与条例の適用除外等)		(特定任期付職員に係る給与条例の適用除外等)
第8条(略)	第8条(略)	第8条(略)
2 特定任期付職員に対する給与条例第21条の2第1項及び第22条の規定の適用については、給与条例第21条の2第1項中「第12条第1項に規定する職員」とあるのは「第12条第1項に規定する職員（寝屋川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年寝屋川市条例第15号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員を含む。）」と、給与条例第22条第2項中「、6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の137.5」とあるのは「100分の165」と、同条第5項中「職員でその職務の級が3級以上であるもの」とあるのは「職員でその職務の級が3級以上であるもの及び寝屋川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」とする。	2 特定任期付職員に対する給与条例第21条の2第1項及び第22条の規定の適用については、給与条例第21条の2第1項中「第12条第1項に規定する職員」とあるのは「第12条第1項に規定する職員（寝屋川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年寝屋川市条例第15号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員を含む。）」と、給与条例第22条第2項中「100分の162.5」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の167.5」と、同条第5項中「職員でその職務の級が3級以上であるもの」とあるのは「職員でその職務の級が3級以上であるもの及び寝屋川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」とする。 (任期付常勤・短時間勤務職員の給与の特例)	
第11条 任期付常勤・短時間勤務職員には、次の給料表を適用する。	第11条 任期付常勤・短時間勤務職員には、次の給料表を適用する。	第11条 任期付常勤・短時間勤務職員には、次の給料表を適用する。
号給	給料月額	給料月額
1	128,900 136,500	128,900 136,500
2		

改正案		現行	
3	140,400	3	140,400
4	142,600	4	142,600
5	151,500	5	151,500
6	156,800	6	156,800
7	172,100	7	169,100
8	184,800	8	181,600
9	185,400	9	185,400
10	191,400	10	188,200
11	198,000	11	198,000
12	204,600	12	204,600
13	236,600	13	236,600
14	245,800	14	245,800
15	249,500	15	249,500
16	253,000	16	253,000
17	261,600	17	261,600
18	267,500	18	267,500
2～4(略)		2～4(略)	

附 則
(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条並びに附則第4項から第7項までの規定は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の寝屋川市一般職の職員の給与に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）の規定及び第3

条の規定による改正後の対応市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（以下「改正後の任期付職員条例」という。）の規定は、平成29年4月1日から適用する。

（給与の内訳）

3 改正後の給与条例又は改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の対応市一般職の職員の給与に関する条例（対応市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成26年対応市条例第21号。以下「平成26年改正条例」という。）附則第10項の規定に基づいて支給された給料を含む。）又は第3条の規定による改正前の対応市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給料（平成26年改正条例附則第10項の規定による給与条例の規定による給与（平成26年改正条例附則第10項の規定による給料を含む。）は、それぞれ改正後の給与条例の規定による給与（平成26年改正条例附則第10項の規定による給料を含む。）又は改正後の任期付職員条例の規定による給与（平成26年改正条例附則第10項の規定による給料を含む。）の内訳とみなす。

（平成30年4月1日における号給の調整）

4 平成30年4月1日において37歳に満たない職員のうち、平成27年1月1日において対応市一般職の職員の給与に関する条例第9条第1項の規定により昇給した職員（以下この項において「昇給抑制職員」という。）その他昇給抑制職員との権衡上必要があると認められるものとして市長が定める職員の平成30年4月1日における号給は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けけることとなる号給の1号給上位の号給とする。

（委任）

5 前2項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

（対応市職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

- 6 対応市職員の育児休業等に関する条例（平成4年対応市条例第3号）の一部を次のように改正する。
附則第3項を削る。
(対応市職員の勤務時間等に関する条例の一部改正)
7 対応市職員の勤務時間等に関する条例（平成7年対応市条例第3号）の一部を次のように改正する。
附則第9項を削る。

改正案

別表第1（第3条、第3条の2関係）

行政職給料表

職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
	給料月額							
1	円 142,600	円 192,700	円 228,900	円 262,000	円 288,000	円 318,500	円 362,300	円 407,700
2	143,700	194,500	230,500	263,900	290,200	320,700	364,900	410,100
3	144,900	196,300	232,000	265,700	292,500	323,000	367,400	412,600
4	146,000	198,100	233,600	267,800	294,600	325,200	370,000	415,000
5	147,100	199,700	235,100	269,600	296,600	327,400	371,900	416,900
6	148,200	201,500	236,800	271,500	298,900	329,400	374,400	419,200
7	149,300	203,300	238,300	273,400	301,200	331,600	376,700	421,300
8	150,400	205,100	239,900	275,500	303,400	333,800	379,200	423,500
9	151,500	206,800	241,200	277,600	305,400	335,800	381,700	425,500
10	152,900	208,600	242,700	279,600	307,700	338,000	384,400	427,600
11	154,200	210,400	244,300	281,700	309,900	340,000	387,000	429,700
12	155,500	212,200	245,700	283,700	312,200	342,200	389,700	431,800
13	156,800	213,600	247,200	285,700	314,300	344,000	392,100	433,500
14	158,300	215,400	248,700	287,800	316,400	346,000	394,400	435,300
15	159,800	217,100	250,000	289,800	318,600	348,100	396,600	437,300
16	161,400	218,900	251,400	291,800	320,700	350,100	399,000	439,300
17	162,700	220,600	252,900	293,700	322,700	351,800	400,800	441,200
18	164,200	222,300	254,600	295,700	324,700	353,800	402,800	443,000
19	165,700	223,900	256,300	297,800	326,700	355,600	404,700	444,800
20	167,200	225,500	258,100	299,800	328,700	357,500	406,500	446,500
21	168,600	227,000	259,700	301,800	330,500	359,500	408,400	448,300
22	171,300	228,700	261,500	303,900	332,600	361,400	410,200	449,800
23	173,900	230,300	263,200	305,900	334,600	363,400	412,000	451,200
24	176,500	231,900	264,900	308,000	336,700	365,300	413,900	452,700
25	179,200	233,100	266,900	309,700	338,100	367,300	415,700	454,100
26	180,900	234,600	268,800	311,800	340,000	369,200	417,200	455,400
27	182,600	236,000	270,600	313,800	341,900	371,200	418,700	456,700
28	184,300	237,300	272,400	315,800	343,800	373,200	420,300	457,900
29	185,800	238,600	274,100	317,600	345,500	374,700	421,900	458,900
30	187,600	239,800	276,000	319,600	347,400	376,500	423,200	459,600
31	189,400	240,800	277,900	321,700	349,300	378,300	424,500	460,400
32	191,100	242,000	279,600	323,800	351,100	379,900	425,700	461,100
33	192,700	243,300	281,200	325,100	353,000	381,700	426,900	461,800
34	194,200	244,500	283,100	327,100	354,800	383,100	428,200	462,600
35	195,700	245,700	284,900	329,000	356,600	384,600	429,500	463,300
36	197,200	247,000	286,800	331,100	358,300	386,200	430,700	463,900
37	198,500	247,900	288,400	333,000	359,700	387,600	431,900	464,400
38	199,800	249,300	290,100	334,900	361,000	388,800	432,700	465,000
39	201,100	250,700	291,900	336,900	362,400	390,000	433,500	465,600
40	202,400	252,200	293,700	338,800	363,800	391,100	434,300	466,200
41	203,700	253,600	295,300	340,700	365,100	392,200	434,900	466,700
42	205,000	255,000	297,000	342,600	366,000	393,400	435,600	467,200
43	206,300	256,400	298,500	344,400	367,100	394,600	436,300	467,600

44	207, 600	257, 700	300, 100	346, 300	368, 200	395, 700	437, 000	467, 900
45	208, 800	258, 900	301, 700	347, 800	369, 000	396, 400	437, 800	468, 200
46	210, 100	260, 200	303, 400	349, 200	369, 900	397, 100	438, 600	
47	211, 400	261, 600	305, 000	350, 700	370, 800	397, 800	439, 000	
48	212, 700	262, 900	306, 700	352, 200	371, 700	398, 500	439, 700	
49	213, 800	264, 100	307, 700	353, 800	372, 600	399, 100	440, 200	
50	214, 900	265, 200	309, 200	354, 600	373, 400	399, 700	440, 600	
51	215, 900	266, 500	310, 700	355, 800	374, 200	400, 200	441, 000	
52	217, 000	267, 800	312, 300	356, 800	375, 000	400, 600	441, 400	
53	218, 100	268, 800	313, 900	357, 700	375, 700	401, 000	441, 800	
54	219, 100	269, 900	315, 500	358, 800	376, 400	401, 300	442, 200	
55	220, 000	271, 200	317, 100	359, 700	377, 100	401, 600	442, 600	
56	221, 000	272, 500	318, 600	360, 800	377, 800	401, 900	442, 900	
57	221, 500	273, 500	320, 100	361, 700	378, 300	402, 200	443, 200	
58	222, 400	274, 500	321, 300	362, 400	378, 900	402, 500	443, 600	
59	223, 200	275, 400	322, 500	363, 100	379, 500	402, 800	443, 900	
60	224, 100	276, 500	323, 700	363, 800	380, 200	403, 100	444, 200	
61	224, 800	277, 600	324, 400	364, 200	380, 600	403, 400	444, 500	
62	225, 800	278, 600	325, 300	364, 800	381, 300	403, 700		
63	226, 600	279, 500	326, 100	365, 500	381, 900	404, 000		
64	227, 500	280, 500	326, 900	366, 200	382, 500	404, 300		
65	228, 200	281, 100	327, 800	366, 500	382, 900	404, 600		
66	229, 000	282, 000	328, 200	367, 200	383, 500	404, 900		
67	229, 900	282, 700	328, 900	367, 900	384, 100	405, 200		
68	231, 000	283, 600	329, 700	368, 600	384, 700	405, 500		
69	231, 700	284, 600	330, 500	368, 900	385, 100	405, 700		
70	232, 400	285, 400	331, 200	369, 500	385, 600	406, 000		
71	233, 000	286, 200	331, 900	370, 200	386, 100	406, 300		
72	233, 800	287, 000	332, 600	370, 800	386, 700	406, 600		
73	234, 600	287, 800	333, 100	371, 100	387, 000	406, 800		
74	235, 300	288, 300	333, 700	371, 700	387, 400	407, 100		
75	236, 000	288, 700	334, 200	372, 400	387, 800	407, 400		
76	236, 600	289, 200	334, 800	373, 000	388, 200	407, 600		
77	237, 300	289, 300	335, 100	373, 400	388, 500	407, 800		
78	238, 100	289, 700	335, 600	373, 900	388, 800	408, 100		
79	238, 900	289, 900	336, 000	374, 500	389, 100	408, 400		
80	239, 600	290, 300	336, 500	375, 000	389, 400	408, 600		
81	240, 200	290, 500	336, 900	375, 500	389, 600	408, 800		
82	240, 900	290, 700	337, 400	376, 100	389, 900	409, 100		
83	241, 600	291, 100	337, 900	376, 600	390, 200	409, 400		
84	242, 300	291, 400	338, 400	376, 900	390, 400	409, 600		
85	242, 900	291, 700	338, 700	377, 300	390, 600	409, 800		
86	243, 600	292, 000	339, 100	377, 800	390, 900			
87	244, 300	292, 300	339, 600	378, 200	391, 200			
88	245, 000	292, 700	340, 000	378, 600	391, 400			
89	245, 600	293, 000	340, 300	379, 000	391, 600			
90	246, 100	293, 400	340, 700	379, 500	391, 900			
91	246, 400	293, 700	341, 200	379, 900	392, 200			
92	246, 800	294, 100	341, 600	380, 300	392, 400			
93	247, 100	294, 200	341, 800	380, 600	392, 600			
94		294, 400	342, 200					
95		294, 800	342, 700					
96		295, 200	343, 100					

97		295, 400	343, 200					
98		295, 700	343, 700					
99		296, 100	344, 100					
100		296, 500	344, 400					
101		296, 700	344, 700					
102		297, 000	345, 100					
103		297, 400	345, 500					
104		297, 700	345, 900					
105		297, 900	346, 400					
106		298, 200	346, 800					
107		298, 600	347, 200					
108		298, 900	347, 600					
109		299, 100	348, 100					
110		299, 500	348, 500					
111		299, 900	348, 800					
112		300, 200	349, 100					
113		300, 300	349, 600					
114		300, 600						
115		300, 900						
116		301, 300						
117		301, 500						
118		301, 700						
119		302, 000						
120		302, 300						
121		302, 700						
122		302, 900						
123		303, 200						
124		303, 500						
125		303, 800						
再任用 職員	187, 300	214, 800	214, 800	214, 800	254, 800	274, 200	289, 300	314, 700

現行

別表第1 (第3条、第3条の2関係)
行政職給料表

職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
	給料月額							
1	円 141,600	円 191,700	円 227,900	円 261,100	円 287,100	円 317,700	円 361,800	円 407,300
2	142,700	193,500	229,500	263,000	289,300	319,900	364,400	409,700
3	143,900	195,300	231,000	264,800	291,600	322,200	366,900	412,200
4	145,000	197,100	232,600	266,900	293,700	324,400	369,500	414,600
5	146,100	198,700	234,100	268,700	295,700	326,600	371,500	416,500
6	147,200	200,500	235,800	270,600	298,000	328,600	374,000	418,800
7	148,300	202,300	237,300	272,500	300,300	330,800	376,300	420,900
8	149,400	204,100	238,900	274,600	302,500	333,000	378,800	423,100
9	150,500	205,800	240,300	276,700	304,600	335,100	381,300	425,100
10	151,900	207,600	241,800	278,700	306,900	337,300	384,000	427,200
11	153,200	209,400	243,400	280,800	309,100	339,400	386,600	429,300
12	154,500	211,200	244,800	282,800	311,400	341,600	389,300	431,400
13	155,800	212,600	246,300	284,800	313,500	343,500	391,700	433,100
14	157,300	214,400	247,800	286,900	315,600	345,500	394,000	434,900
15	158,800	216,100	249,100	288,900	317,800	347,600	396,200	436,900
16	160,400	217,900	250,500	290,900	319,900	349,600	398,600	438,900
17	161,700	219,600	252,000	292,900	322,000	351,400	400,400	440,800
18	163,200	221,300	253,700	294,900	324,000	353,400	402,400	442,600
19	164,700	222,900	255,400	297,000	326,100	355,200	404,300	444,400
20	166,200	224,500	257,200	299,000	328,100	357,100	406,100	446,100
21	167,600	226,000	258,800	301,000	330,000	359,100	408,000	447,900
22	170,300	227,700	260,600	303,100	332,100	361,000	409,800	449,400
23	172,900	229,300	262,300	305,100	334,100	363,000	411,600	450,800
24	175,500	230,900	264,000	307,200	336,200	364,900	413,500	452,300
25	178,200	232,200	266,000	309,000	337,700	366,900	415,300	453,700
26	179,900	233,700	267,900	311,100	339,600	368,800	416,800	455,000
27	181,600	235,100	269,700	313,200	341,500	370,800	418,300	456,300
28	183,300	236,400	271,500	315,200	343,400	372,800	419,900	457,500
29	184,800	237,700	273,200	317,100	345,100	374,300	421,500	458,500
30	186,600	238,900	275,100	319,100	347,000	376,100	422,800	459,200
31	188,400	239,900	277,000	321,200	348,900	377,900	424,100	460,000
32	190,100	241,100	278,700	323,300	350,700	379,500	425,300	460,700
33	191,700	242,400	280,400	324,700	352,600	381,300	426,500	461,400
34	193,200	243,600	282,300	326,700	354,400	382,700	427,800	462,200
35	194,700	244,800	284,100	328,600	356,200	384,200	429,100	462,900
36	196,200	246,100	286,000	330,700	357,900	385,800	430,300	463,500
37	197,500	247,000	287,600	332,600	359,300	387,200	431,500	464,000
38	198,800	248,400	289,300	334,500	360,600	388,400	432,300	464,600
39	200,100	249,800	291,100	336,500	362,000	389,600	433,100	465,200
40	201,400	251,300	292,900	338,400	363,400	390,700	433,900	465,800
41	202,700	252,700	294,600	340,300	364,700	391,800	434,500	466,300
42	204,000	254,100	296,300	342,200	365,600	393,000	435,200	466,800
43	205,300	255,500	297,900	344,000	366,700	394,200	435,900	467,200

44	206, 600	256, 800	299, 500	345, 900	367, 800	395, 300	436, 600	467, 500
45	207, 800	258, 000	301, 200	347, 400	368, 600	396, 000	437, 400	467, 800
46	209, 100	259, 300	302, 900	348, 800	369, 500	396, 700	438, 200	
47	210, 400	260, 700	304, 500	350, 300	370, 400	397, 400	438, 600	
48	211, 700	262, 000	306, 200	351, 800	371, 300	398, 100	439, 300	
49	212, 800	263, 300	307, 300	353, 400	372, 200	398, 700	439, 800	
50	213, 900	264, 400	308, 800	354, 200	373, 000	399, 300	440, 200	
51	214, 900	265, 700	310, 300	355, 400	373, 800	399, 800	440, 600	
52	216, 000	267, 000	311, 900	356, 400	374, 600	400, 200	441, 000	
53	217, 100	268, 000	313, 500	357, 300	375, 300	400, 600	441, 400	
54	218, 100	269, 100	315, 100	358, 400	376, 000	400, 900	441, 800	
55	219, 000	270, 400	316, 700	359, 300	376, 700	401, 200	442, 200	
56	220, 000	271, 700	318, 200	360, 400	377, 400	401, 500	442, 500	
57	220, 600	272, 800	319, 700	361, 300	377, 900	401, 800	442, 800	
58	221, 500	273, 800	320, 900	362, 000	378, 500	402, 100	443, 200	
59	222, 300	274, 800	322, 100	362, 700	379, 100	402, 400	443, 500	
60	223, 200	275, 900	323, 300	363, 400	379, 800	402, 700	443, 800	
61	223, 900	277, 100	324, 000	363, 800	380, 200	403, 000	444, 100	
62	224, 900	278, 100	324, 900	364, 400	380, 900	403, 300		
63	225, 700	279, 000	325, 700	365, 100	381, 500	403, 600		
64	226, 600	280, 000	326, 500	365, 800	382, 100	403, 900		
65	227, 300	280, 700	327, 400	366, 100	382, 500	404, 200		
66	228, 100	281, 600	327, 800	366, 800	383, 100	404, 500		
67	229, 000	282, 300	328, 500	367, 500	383, 700	404, 800		
68	230, 100	283, 200	329, 300	368, 200	384, 300	405, 100		
69	230, 800	284, 200	330, 100	368, 500	384, 700	405, 300		
70	231, 500	285, 000	330, 800	369, 100	385, 200	405, 600		
71	232, 100	285, 800	331, 500	369, 800	385, 700	405, 900		
72	232, 900	286, 600	332, 200	370, 400	386, 300	406, 200		
73	233, 700	287, 400	332, 700	370, 700	386, 600	406, 400		
74	234, 400	287, 900	333, 300	371, 300	387, 000	406, 700		
75	235, 100	288, 300	333, 800	372, 000	387, 400	407, 000		
76	235, 700	288, 800	334, 400	372, 600	387, 800	407, 200		
77	236, 400	288, 900	334, 700	373, 000	388, 100	407, 400		
78	237, 200	289, 300	335, 200	373, 500	388, 400	407, 700		
79	238, 000	289, 500	335, 600	374, 100	388, 700	408, 000		
80	238, 700	289, 900	336, 100	374, 600	389, 000	408, 200		
81	239, 400	290, 100	336, 500	375, 100	389, 200	408, 400		
82	240, 100	290, 300	337, 000	375, 700	389, 500	408, 700		
83	240, 800	290, 700	337, 500	376, 200	389, 800	409, 000		
84	241, 500	291, 000	338, 000	376, 500	390, 000	409, 200		
85	242, 100	291, 300	338, 300	376, 900	390, 200	409, 400		
86	242, 800	291, 600	338, 700	377, 400	390, 500			
87	243, 500	291, 900	339, 200	377, 800	390, 800			
88	244, 200	292, 300	339, 600	378, 200	391, 000			
89	244, 900	292, 600	339, 900	378, 600	391, 200			
90	245, 400	293, 000	340, 300	379, 100	391, 500			
91	245, 800	293, 300	340, 800	379, 500	391, 800			
92	246, 300	293, 700	341, 200	379, 900	392, 000			
93	246, 600	293, 800	341, 400	380, 200	392, 200			
94		294, 000	341, 800					
95		294, 400	342, 300					
96		294, 800	342, 700					

97		295, 000	342, 800					
98		295, 300	343, 300					
99		295, 700	343, 700					
100		296, 100	344, 000					
101		296, 300	344, 300					
102		296, 600	344, 700					
103		297, 000	345, 100					
104		297, 300	345, 500					
105		297, 500	346, 000					
106		297, 800	346, 400					
107		298, 200	346, 800					
108		298, 500	347, 200					
109		298, 700	347, 700					
110		299, 100	348, 100					
111		299, 500	348, 400					
112		299, 800	348, 700					
113		299, 900	349, 200					
114		300, 200						
115		300, 500						
116		300, 900						
117		301, 100						
118		301, 300						
119		301, 600						
120		301, 900						
121		302, 300						
122		302, 500						
123		302, 800						
124		303, 100						
125		303, 400						
再任用 職員	186, 900	214, 400	214, 400	214, 400	254, 400	273, 800	288, 900	314, 300

改正案

別表第2（第3条、第3条の2関係）

医療職給料表

職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級
	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
1	円 246,400	円 331,800	円 396,700	円 471,100
2	248,900	334,800	399,600	473,400
3	251,400	337,700	402,500	475,600
4	253,900	340,700	405,300	477,900
5	256,200	343,400	408,000	480,200
6	260,000	346,700	410,700	482,400
7	263,800	349,800	413,500	484,600
8	267,600	352,900	416,200	486,800
9	271,200	355,700	418,600	488,800
10	275,200	358,600	421,300	490,900
11	279,200	361,700	423,900	493,000
12	283,200	364,900	426,600	495,100
13	287,000	367,900	429,000	497,200
14	291,000	371,500	431,500	499,300
15	294,900	374,700	433,900	501,400
16	298,800	378,400	436,400	503,500
17	302,600	382,000	438,500	505,600
18	306,200	384,700	440,900	507,600
19	309,700	387,500	443,200	509,600
20	313,300	390,200	445,600	511,600
21	316,900	393,100	447,200	513,400
22	320,600	395,700	449,600	515,200
23	324,100	398,300	452,000	517,100
24	327,600	400,700	454,300	519,000
25	331,100	402,900	456,300	520,700
26	333,900	405,200	458,600	522,500
27	336,500	407,400	460,800	524,300
28	339,100	409,700	463,100	526,100
29	341,900	412,000	465,300	527,800
30	344,000	414,100	467,600	529,600
31	346,200	416,100	469,900	531,400
32	348,600	418,200	472,100	533,200
33	350,900	420,200	474,100	534,800
34	353,300	422,100	476,200	536,600
35	355,500	423,900	478,300	538,300
36	358,000	425,900	480,400	540,100
37	360,400	427,800	482,500	541,700
38	362,800	429,800	484,300	543,300
39	365,200	431,800	486,100	544,700
40	367,400	433,800	487,900	546,300
41	369,700	435,600	489,600	547,800
42	371,100	437,400	491,400	549,200
43	372,600	439,100	493,200	550,600
44	374,000	440,900	495,000	551,900
45	375,300	442,800	496,600	553,100

46	376, 700	444, 600	498, 300	554, 100
47	378, 200	446, 400	500, 100	555, 100
48	379, 700	448, 100	501, 900	556, 100
49	380, 900	449, 900	503, 500	557, 100
50	381, 900	451, 600	504, 800	558, 000
51	382, 900	453, 400	506, 100	558, 900
52	383, 800	455, 200	507, 400	559, 800
53	384, 700	457, 100	508, 500	560, 600
54	385, 600	458, 300	509, 800	561, 500
55	386, 300	459, 500	511, 100	562, 400
56	387, 200	460, 700	512, 400	563, 300
57	388, 000	461, 900	513, 400	564, 200
58	388, 900	462, 900	514, 200	565, 100
59	389, 700	463, 900	515, 000	566, 000
60	390, 500	464, 900	515, 800	566, 700
61	391, 100	465, 700	516, 700	567, 600
62	391, 600	466, 400	517, 500	568, 500
63	392, 000	467, 100	518, 400	569, 400
64	392, 500	467, 800	519, 200	570, 300
65	392, 800	468, 500	520, 100	571, 200
66		469, 200	521, 000	
67		469, 900	521, 700	
68		470, 600	522, 600	
69		470, 900	523, 500	
70		471, 600	524, 300	
71		472, 300	525, 200	
72		473, 000	526, 100	
73		473, 400	526, 900	
74		474, 000	527, 800	
75		474, 700	528, 700	
76		475, 400	529, 400	
77		475, 800	530, 200	
78		476, 400	531, 100	
79		477, 000	532, 000	
80		477, 500	532, 900	
81		478, 100	533, 700	
82		478, 600	534, 600	
83		479, 100	535, 500	
84		479, 600	536, 400	
85		480, 000	537, 200	
86		480, 600	538, 100	
87		481, 000	539, 000	
88		481, 500	539, 900	
89		482, 000	540, 700	
90		482, 600		
91		483, 200		
92		483, 600		
93		484, 100		
94		484, 700		
95		485, 300		
96		485, 900		
97		486, 400		
再任用職員	295, 800	338, 200	392, 600	465, 600

備考 この表は、医師その他の職員で規則で定めるものに適用する。

現行

別表第2（第3条、第3条の2関係）

医療職給料表

職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級
	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
1	円 245,200	円 330,500	円 395,500	円 470,600
2	247,700	333,500	398,400	472,900
3	250,200	336,400	401,300	475,100
4	252,700	339,400	404,100	477,400
5	255,000	342,100	406,800	479,700
6	258,800	345,400	409,500	481,900
7	262,600	348,500	412,300	484,100
8	266,400	351,600	415,000	486,300
9	270,000	354,500	417,500	488,300
10	274,000	357,400	420,200	490,400
11	278,000	360,500	422,900	492,500
12	282,000	363,700	425,600	494,600
13	285,800	366,700	428,000	496,700
14	289,800	370,300	430,500	498,800
15	293,700	373,500	432,900	500,900
16	297,600	377,200	435,400	503,000
17	301,400	380,800	437,600	505,100
18	305,000	383,500	440,000	507,100
19	308,500	386,300	442,400	509,100
20	312,100	389,000	444,800	511,100
21	315,700	391,900	446,600	512,900
22	319,400	394,500	449,000	514,700
23	322,900	397,100	451,400	516,600
24	326,400	399,500	453,700	518,500
25	329,900	401,800	455,800	520,200
26	332,700	404,100	458,100	522,000
27	335,300	406,400	460,300	523,800
28	337,900	408,700	462,600	525,600
29	340,700	411,000	464,800	527,400
30	342,800	413,100	467,100	529,200
31	345,000	415,100	469,400	531,000
32	347,400	417,200	471,600	532,800
33	349,700	419,300	473,600	534,400
34	352,100	421,200	475,700	536,200
35	354,300	423,200	477,800	537,900
36	356,800	425,200	479,900	539,700
37	359,200	427,200	482,000	541,300
38	361,600	429,200	483,800	542,900
39	364,000	431,200	485,600	544,300
40	366,200	433,200	487,400	545,900
41	368,500	435,100	489,100	547,400
42	369,900	436,900	490,900	548,800
43	371,400	438,600	492,700	550,200
44	372,800	440,400	494,500	551,500
45	374,300	442,300	496,100	552,700

46	375, 700	444, 100	497, 800	553, 700
47	377, 200	445, 900	499, 600	554, 700
48	378, 700	447, 600	501, 400	555, 700
49	379, 900	449, 400	503, 000	556, 700
50	380, 900	451, 100	504, 300	557, 600
51	381, 900	452, 900	505, 600	558, 500
52	382, 800	454, 700	506, 900	559, 400
53	383, 800	456, 600	508, 100	560, 200
54	384, 700	457, 800	509, 400	561, 100
55	385, 600	459, 000	510, 700	562, 000
56	386, 500	460, 200	512, 000	562, 900
57	387, 400	461, 400	513, 000	563, 800
58	388, 300	462, 400	513, 800	564, 700
59	389, 100	463, 400	514, 600	565, 600
60	389, 900	464, 400	515, 400	566, 300
61	390, 600	465, 200	516, 300	567, 200
62	391, 100	465, 900	517, 100	568, 100
63	391, 500	466, 600	518, 000	569, 000
64	392, 000	467, 300	518, 800	569, 900
65	392, 300	468, 000	519, 700	570, 800
66		468, 700	520, 600	
67		469, 400	521, 300	
68		470, 100	522, 200	
69		470, 500	523, 100	
70		471, 200	523, 900	
71		471, 900	524, 800	
72		472, 600	525, 700	
73		473, 000	526, 500	
74		473, 600	527, 400	
75		474, 300	528, 300	
76		475, 000	529, 000	
77		475, 400	529, 800	
78		476, 000	530, 700	
79		476, 600	531, 600	
80		477, 100	532, 500	
81		477, 700	533, 300	
82		478, 200	534, 200	
83		478, 700	535, 100	
84		479, 200	536, 000	
85		479, 600	536, 800	
86		480, 200	537, 700	
87		480, 600	538, 600	
88		481, 100	539, 500	
89		481, 600	540, 300	
90		482, 200		
91		482, 800		
92		483, 200		
93		483, 700		
94		484, 300		
95		484, 900		
96		485, 500		
97		486, 000		
再任用職員	295, 400	337, 800	392, 200	465, 200

備考 この表は、医師その他の職員で規則で定めるものに適用する。

寝屋川市特別職の職員の給与に関する条例等の一部改正等

1 改正等理由

特別職の職員の給与について、「寝屋川市議員報酬及び特別職給料審議会」の答申を踏まえ、給料月額及び期末手当の改定等を行うとともに、併せて一般職の職員の給与改定に伴う期末手当等の改定を行うため、本条例等の一部を改正する等する。

「寝屋川市議員報酬及び特別職給料審議会」の答申の要旨

1 特別職の給料

- | | |
|---------------|-------------|
| (1) 市長 | 1,020,000 円 |
| (2) 副市長 | 870,000 円 |
| (3) 教育長 | 770,000 円 |
| (4) 上下水道事業管理者 | 770,000 円 |

2 特別職の期末手当

一般職の給与の取扱いに準じることが適当である。

3 改定時期

平成 30 年 4 月 1 日から実施するのが適当である。

2 主な改正等内容

(1) 寝屋川市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正〔第 1 条〕

ア 期末手当の改定（第 5 条関係）

12 月期の支給割合を 100 分の 230 とする。

(2) 寝屋川市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正〔第 2 条〕

ア 期末手当の改定（第 5 条関係）

6 月期の支給割合を 100 分の 212.5、12 月期の支給割合を 100 分の 227.5 とする。

イ 給料月額の改定（別表関係）

市長を 1,020,000 円、副市長を 870,000 円、教育委員会教育長を 770,000 円とする。

(3) 寝屋川市上下水道事業管理者の給与に関する条例の一部改正〔第 3 条〕

ア 勤勉手当の改定（附則第 2 項関係）

12 月期の支給割合を 100 分の 92.5 とする。

(4) 寝屋川市上下水道事業管理者の給与に関する条例の一部改正〔第4条〕

ア 給与（第2条関係）

勤勉手当を廃止する。

イ 給料月額の改定（第3条関係）

770,000円とする。

ウ 諸手当（第4条関係）

地域手当及び通勤手当の月額並びに期末手当の額については、「寝屋川市特別職の職員の給与に関する条例」の適用を受ける特別職の職員の例によることとする。

(5) 寝屋川市特別職の職員等の給料等の特例に関する条例の廃止〔第5条〕

『寝屋川市特別職の職員等の給料等の特例に関する条例』を廃止する。

(6) 附則

ア 施行期日

公布の日。ただし、(2)、(4)及び(5)は、平成30年4月1日。

イ 適用及び手当の内払

(1)及び(3)については、平成29年12月1日から適用し、それぞれ、改正前の条例に基づいて支給された手当は、改正後の条例による手当の内払とみなす。

【参考】

期末手当・勤勉手当の支給割合

(1) 特別職の職員 ((2)を除く。)

	現 行			平成 29 年度			平成 30 年度以降		
	期末	勤勉	計	期末	勤勉	計	期末	勤勉	計
6月期	2.05	-	2.05	2.05	-	2.05	2.125	-	2.125
12月期	2.20	-	2.20	2.30	-	2.30	2.275	-	2.275
計	4.25	-	4.25	4.35	-	4.35	4.40	-	4.40

※ 議会の議員の期末手当については、寝屋川市特別職の職員の給与に関する条例の規定が準用される。

(2) 上下水道事業管理者

	現 行			平成 29 年度			平成 30 年度以降		
	期末	勤勉	計	期末	勤勉	計	期末	勤勉	計
6月期	1.225	0.825	2.05	1.225	0.825	2.05	2.125	-	2.125
12月期	1.375	0.825	2.20	1.375	0.925	2.30	2.275	-	2.275
計	2.60	1.65	4.25	2.60	1.75	4.35	4.40	-	4.40

対屋川市特別職の職員の給与に関する条例等の一部改正等

No.1

1 対屋川市特別職の職員の給与に関する条例（第1条関係）

改正案	現行
（期末手当）	（期末手当）
<p>第5条 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合には<u>100分の205、12月に支給する場合には<u>100分の230</u>を乗じて得た額に、6月1日及び12月1日（以下「基準日」という。）以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、対屋川市一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年対屋川市条例第7号）第22条第2項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</u></p> <p>2・3（略）</p>	<p>第5条 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合においては<u>100分の205、12月に支給する場合には<u>100分の220</u>を乗じて得た額に、6月1日及び12月1日（以下「基準日」という。）以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、対屋川市一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年対屋川市条例第7号）第22条第2項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</u></p> <p>2・3（略）</p>
（期末手当）	（期末手当）

2 対屋川市特別職の職員の給与に関する条例（第2条関係）※「現行」は、第1条による改正後のものとする。

改正案	現行
（期末手当）	（期末手当）
<p>第5条 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合には<u>100分の212.5、12月に支給する場合には<u>100分の227.5</u>を乗じて得た額に、6月1日及び12月1日（以下「基準日」という。）以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、対屋川市一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年対屋川市条例第7号）第22条第2項各号に</u></p>	<p>第5条 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合には<u>100分の205、12月に支給する場合には<u>100分の230</u>を乗じて得た額に、6月1日及び12月1日（以下「基準日」という。）以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、対屋川市一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年対屋川市条例第7号）第22条第2項各号に</u></p>

改正案	現行																								
<p>掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>別表 (第3条関係)</p> <p>特別職の職員給料額表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>支給区分</th> <th>支給額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市長</td> <td>月額</td> <td>1,020,000円</td> </tr> <tr> <td>副市長</td> <td>月額</td> <td>870,000円</td> </tr> <tr> <td>教育長</td> <td>月額</td> <td>770,000円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	支給区分	支給額	市長	月額	1,020,000円	副市長	月額	870,000円	教育長	月額	770,000円	<p>掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>別表 (第3条関係)</p> <p>特別職の職員給料額表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>支給区分</th> <th>支給額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市長</td> <td>月額</td> <td>1,030,000円</td> </tr> <tr> <td>副市長</td> <td>月額</td> <td>910,000円</td> </tr> <tr> <td>教育長</td> <td>月額</td> <td>810,000円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	支給区分	支給額	市長	月額	1,030,000円	副市長	月額	910,000円	教育長	月額	810,000円
区分	支給区分	支給額																							
市長	月額	1,020,000円																							
副市長	月額	870,000円																							
教育長	月額	770,000円																							
区分	支給区分	支給額																							
市長	月額	1,030,000円																							
副市長	月額	910,000円																							
教育長	月額	810,000円																							

3 寝屋川市上下水道事業管理者の給与に関する条例 (第3条関係)	現行
<p>附 則</p> <p>(勤勉手当に関する特例措置)</p> <p>2 第4条の規定により準用する寝屋川市一般職の職員の給与に関する条例第23条第2項第1号の規定の適用については、同号中「6月に支給する場合には100分の85、12月に支給する場合には100分の95」とあるのは、「100分の85」の92.5として適用する。</p>	<p>附 則</p> <p>(勤勉手当に関する特例措置)</p> <p>2 第4条の規定により準用する寝屋川市一般職の職員の給与に関する条例第23条第2項第1号の規定の適用については、同号中「100分の85」とあるのは、「100分の82.5」として適用する。</p>

4 寝屋川市上下水道事業管理者の給与に関する条例(第4条関係)※「現行」は、第3条による改正後のもとのとする。

改 正 案	現 行
(給与) <p>第2条 管理者には、給料、地域手当、通勤手当及び期末手当を支給する。</p>	(給与) <p>第2条 管理者には、給料、地域手当、通勤手当、期末手当及び勤勉手当を支給する。</p>
(給料) <p>第3条 管理者の給料月額は、770,000円とする。</p>	(給料) <p>第3条 管理者の給料月額は、810,000円とする。</p>
(諸手当) <p>第4条 管理者の地域手当及び通勤手当の月額並びに期末手当の額については、寝屋川市特別職の職員の給与に関する条例(昭和44年寝屋川市条例第24号)の適用を受ける特別職の職員の例による。</p>	(諸手当) <p>第4条 管理者の地域手当及び勤勉手当の月額並びに期末手当及び勤勉手当の額については、寝屋川市一般職の職員の給与に関する条例(昭和32年寝屋川市条例第7号)を準用する。ただし、期末手当及び勤勉手当の額の算定に当たつては、その職務の級が3級以上に格付された者とみなし、その算定基礎額については、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に100分の20を乗じて得た額を加算した額とする。</p>
	附 則
	(施行期日) <p>この条例は、公布の日から施行する。</p>
	1 この条例は、公布の日から施行する。 (勤勉手当に関する特例措置)
	2 第4条の規定により準用する寝屋川市一般職の職員の給与に関する条例第23条第2項第1号の規定の適用について は、同号中「6月に支給する場合には100分の85、12月に

改 正 案	現 行
	支給する場合には 100 分の 95」とあるのは、「6 月に支給する場合には 100 分の 82.5、12 月に支給する場合には 100 分の 92.5」として適用する。

(寝屋川市特別職の職員等の給料等の特例に関する条例の廃止)

第 5 条 寝屋川市特別職の職員等の給料等の特例に関する条例（平成 27 年寝屋川市条例第 22 号）は、廃止する。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条、第 4 条及び第 5 条の規定は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 1 条の規定による改正後の寝屋川市特別職の職員の給与に関する条例（以下「改正後の特別職給与条例」という。）の規定及び第 3 条の規定による改正後の寝屋川市上下水道事業管理者の給与に関する条例（以下「改正後の上下水道事業管理者給与条例」という。）の規定は、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。
- 3 改正後の特別職給与条例又は改正後の上下水道事業管理者給与条例の規定を適用する場合においては、第 1 条の規定による改正前の寝屋川市特別職の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当又は第 3 条の規定による改正前の寝屋川市上下水道事業管理者の給与に関する条例の規定に基づいて支給された勤勉手当は、それぞれ改正後の特別職給与条例の規定による期末手当又は改正後の上下水道事業管理者給与条例の規定による勤勉手当の内払とみなす。

（委任）

- 4 前項に定めるものほか、この条例の施行に關し必要な事項は、市長が定める。

(議案第 3 号関係)

寝屋川市職員の退職手当に関する条例等 の一部改正

1 改正理由

国家公務員の退職手当制度の改正に準じて、退職手当の給付水準の引下げを行うため、本条例等の一部を改正する。

2 改正内容

(1) 退職手当の給付水準の引下げ〔第1条、第2条〕

調整率(官民均衡を図るために設けられている調整率)について、100 分の 87 から 100 分の 83.7 に引き下げる。

(2) 附則

施行期日 公布の日

寝屋川市職員の退職手当に関する条例等の一部改正

No.1

1 寝屋川市職員の退職手当に関する条例（第1条関係）

改 正 案	現 行
附 則	附 則
8 当分の間、35年以下の期間勤続して退職した者に対する退職手当の基本額は、第3条から第5条の3までの規定により計算した額にそれぞれ <u>100分の83.7</u> を乗じて得た額とする。この場合において、第6条の5第1項中「前条」とあるのは、「前条並びに附則第8項」とする。	8 当分の間、35年以下の期間勤続して退職した者に対する退職手当の基本額は、第3条から第5条の3までの規定により計算した額にそれぞれ <u>100分の87</u> を乗じて得た額とする。この場合において、第6条の5第1項中「前条」とあるのは、「前条並びに附則第8項」とする。

2 寝屋川市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（第2条関係）

改 正 案	現 行
附 則	附 則
(経過措置)	(経過措置)
2 職員が新制度適用職員（職員であつて、その者が施行日以後に退職することによる改正後の寝屋川市職員の退職手当に関する条例（以下「新条例」という。）の規定による退職手当の支給を受けることとなる者をいう。以下同じ。)として退職した場合において、その者が施行日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び同日の寝屋川市職員の退職手当に関する条例（以下「旧条例」という。）第3条から第5	2 職員が新制度適用職員（職員であつて、その者が施行日以後に退職することによる改正後の寝屋川市職員の退職手当に関する条例（以下「新条例」という。）の規定による退職手当の支給を受けることとなる者をいう。以下同じ。)として退職した場合において、その者が施行日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日における給料月額を基礎として、この条例による改正前の寝屋川市職員の退職手当に関する条例（以下「旧条例」という。）第3条から第5

改正案	現行
<p>条の2まで、第6条、附則第8項、附則第11項及び附則第12項の規定により計算した額（当該勤続期間が43年又は44年の者であつて、傷病若しくは死亡によらずにその者の都合により又は公務によらない傷病により退職したものにあつては、その者が旧条例第5条の規定に該当する退職をしたものとみなし、かつ、その者の当該勤続期間を35年として旧条例附則第8項の規定の例により計算して得られる額）にそぞれ<u>100分の83.7</u>（当該勤続期間が20年以上の者（42年以下の者で傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職したもの及び37年以上42年以下の者で公務によらない傷病により退職したものと除く。）にあつては、<u>104分の83.7</u>）を乗じて得た額が、新条例第2条の4から第5条の3まで、第6条から第6条の5まで、附則第8項、附則第11項及び附則第12項の規定により計算した退職手当の額（以下「新条例退職手当額」という。）よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、その多い額をもつてその者に支給すべきこれらの規定による退職手当の額とする。</p>	<p>条の2まで、第6条、附則第8項、附則第11項及び附則第12項の規定により計算した額（当該勤続期間が43年又は44年の者であつて、傷病若しくは死亡によらずにその者の都合により又は公務によらない傷病により退職したものにあつては、その者が旧条例第5条の規定に該当する退職をしたものとみなし、かつ、その者の当該勤続期間を35年として旧条例附則第8項の規定の例により計算して得られる額）にそぞれ<u>100分の87</u>（当該勤続期間が20年以上の者（42年以下の者で傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職したもの及び37年以上42年以下の者で公務によらない傷病により退職したものと除く。）にあつては、<u>104分の87</u>）を乗じて得た額が、新条例第2条の4から第5条の3まで、第6条から第6条の5まで、附則第8項、附則第11項及び附則第12項の規定により計算した退職手当の額（以下「新条例退職手当額」という。）よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、その多い額をもつてその者に支給すべきこれらの規定による退職手当の額とする。</p>

附則

この条例は、公布の日から施行する。

寝屋川市みんなのまち基本条例の一部改正

1 改正理由

条例第27条の規定に基づき、条例の内容について、「寝屋川市みんなのまち基本条例検証委員会」における検証結果等を踏まえ、必要な見直しを行うため、本条例の一部を改正する。

2 主な改正内容

(1) 安全・安心の向上（第6条関係）

安全・安心の向上に関し、「自然災害等」を「自然災害、犯罪等」に、「防災力等」を「防災力、防犯力等」に改め、市民は、自然災害、犯罪等に備え、自己の安全の確保などに努めるものとともに、行政は、自然災害、犯罪等から市民の生命、身体、財産を守るため、防災力、防犯力等の強化を図り、市民生活の安全・安心の向上に取り組まなければならないこととする。

(2) 行政運営（第19条関係）

総合計画においては、議会の議決を経て、総合的かつ計画的な市政運営を図るための基本構想を定めるものとすることとする。

(3) 条例の位置付け（第25条関係）

本条例は、寝屋川市における自治の基本的な理念及び原則を定める規範であって、市民、議会及び行政は、本条例に規定する事項を誠実に遵守しなければならないこととする。

(4) 条例の検証（第27条関係）

本条例の内容についての検証は、本条例の趣旨にのっとって行う旨を明記することとする。

(5) 規定の整理

ア 条項のうち、当該規定が具体的な事業又は手続につながるものについて

は、「するものとする」という表現を「しなければならない」に改めることとする。

イ 議会の責務並びに市議会議員の役割及び責務に関する規定については、「するよう努めるものとする」という表現を「するものとする」に改めることとする。

ウ その他、用語及び表現について、所要の規定の整理を行うこととする。

(6) 附則

施行期日 平成30年4月1日

対屋川市みんなのまち基本条例

No.1

改 正 案	現 行
<p>対屋川市は、淀川と市内の中心部を流れる対屋川の恩恵を受け、豊かな水と緑の自然環境に包まれ、発展してきたまちです。石宝殿古墳等の文化財、茨田堤や鉢かづき姫の伝承等、文化と歴史が息づいています。</p> <p>人ととのふれあいを育む温かい人情が受け継がれ、また、互いに支え合うつながりや活動は根強く、様々な市民活動が広がりを見せています。</p> <p>そのような中、人口減少・少子高齢化が進行するなど、社会環境は大きく変化し、様々な課題に直面しています。また、地方分権の流れの中で、地域が協働して自ら課題を解決する必要があります。</p>	<p>対屋川市は、淀川と市内の中心部を流れる対屋川の恩恵を受け、豊かな水と緑の自然環境に包まれ、発展してきたまちです。石宝殿古墳等の文化財、茨田堤や鉢かづき姫の伝承等、文化と歴史が息づいています。</p> <p>人ととのふれあいを育む温かい人情が受け継がれ、また、互いに支え合うつながりや活動は根強く、様々な市民活動が広がりを見せています。</p> <p>急激な都市化を乗り越え、人口減少が始まるなど、社会環境は大きく変化し、様々な課題に直面しています。また、地方分権の流れの中で、地域が協働して自ら課題を解決する必要があります。</p> <p>市民がまちづくりの主役であることを自覚し、信頼関係をより深めることで地域の力を結集して、みんなが誇れる住みよいまちを「協創」しなければなりません。豊かな文化風土を大切に守り育てつつ、このまちを愛し、誇りとして次の世代へ引き継いでいかなければなりません。</p> <p>私たちちは、人類共通の願いである恒久平和と持続的な発展が可能な社会が広く世界に築かされることを望み、人権を尊重し、人のつながりや地域のつながりの強いまち、環境に配慮し、安全で安心して誰もが暮らしあるまち、人を豊かに育て、にぎわいと活力のあるまちの実現に努めます。</p>

改正案	現行
<p>私たちは、市民福祉の向上を目指し、互いの個性と能力を発揮するとともに、十分な対話のもと市民参画・協働を進め、“みんなのまち”寝屋川をつくり上げることを決意し、ここに市民、議会及び行政が共有する寝屋川市における自治の基本的な理念及び原則としてこの条例を制定します。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) まちづくり 公共の福祉を増進するあらゆる取組みをいう。</p> <p>(5)・(6) (略)</p> <p>(7) 協働 市民、行政その他のまちづくりに関わる様々な立場の人々が相互に尊重し合い、それぞれの役割及び責任を分担し、対等な立場で協力して、ともに活動することをいう。</p> <p>(安全・安心の向上)</p> <p>第6条 市民は、自然災害、犯罪等に備え、自己の安全の確保及び市民相互の協働による安全の確保に努めるものとする。</p> <p>2 行政は、自然災害、犯罪等から市民の生命、身体及び財産を守るために、防災力、防犯力等の強化を図り、市民生活の安全・安心の向上に取り組まなければならぬ。</p> <p>(透明性の確保等)</p>	<p>私たちは、市民福祉の向上を目指し、互いの個性と能力を発揮するとともに、十分な対話のもと市民参画・協働を進め、“みんなのまち”寝屋川をつくり上げることを決意し、ここに市民、議会及び行政が共有する寝屋川市における自治の基本的な理念及び原則としてこの条例を制定します。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) まちづくり 公共の福祉を増進するあらゆる取組みをいう。</p> <p>(5)・(6) (略)</p> <p>(7) 協働 市民、行政その他のまちづくりに関わるさまざまな立場の人々が相互に尊重し合い、それぞれの役割及び責任を分担し、対等な立場で協力して、ともに活動することをいう。</p> <p>(安全・安心の向上)</p> <p>第6条 市民は、自然災害等に備え、自己の安全の確保及び市民相互の協働による安全の確保に努めるものとする。</p> <p>2 行政は、自然災害等から市民の生命、身体及び財産を守るために、防災力等の強化を図り、市民生活の安全・安心の向上に取り組むものとする。</p> <p>(透明性の確保等)</p>

改正案	現行
第7条 行政は、市民と情報を共有して透明性を確保しなければならない。	第7条 行政は、市民と情報を共有して透明性を確保するものとする。
2 行政は、市民の市政に関する意見、要望、提案等に対して、誠実に応答しなければならない。	2 行政は、市民の市政に関する意見、要望、提案等に対して、誠実に応答するものとする。
3 行政は、政策等の立案、実施及び評価について、経過、内容、効果等をわかりやすく説明しなければならない。 (情報公開)	3 行政は、政策等の立案、実施及び評価について、経過、内容、効果等をわかりやすく説明するものとする。 (情報公開)
第8条 行政は、市民の市政に関する知る権利を保障するため、情報の公開を推進しなければならない。 (個人情報の保護)	第8条 行政は、市民の市政に関する権利を保障するため、情報の公開を推進するものとする。 (個人情報の保護)
第9条 行政は、個人の権利利益の保護及び基本的人権の擁護のため、個人情報を適正に取り扱わなければならない。 (議会の役割)	第9条 行政は、個人の権利利益の保護及び基本的人権の擁護のため、個人情報を適正に取り扱うものとする。 (議会の役割)
第13条 議会は、様々な意見、対屋川市の状況等を踏まえ、施策の決定に関わり、市政の監視及び併ん制を行う。	第13条 議会は、様々な意見、対屋川市の状況等を踏まえ、施策の決定に關するものとする。 2 (略) (議会の責務)
第14条 議会は、市民の意思が市政に反映されるよう調査し、監視する機能を果たすものとする。	第14条 議会は、市民の意思が市政に反映されるよう調査し、監視する機能を果たすよう努めるものとする。 2 (略) (議会議員の役割及び責務)
第15条 市議会議員は、市民の代表として、常に自己研鑽に	第15条 市議会議員は、市民の代表として、常に自己研鑽に

改正案	現行
努め、市政への提案、提言等、公正かつ誠実に職務を遂行するものとする。 (市政運営)	努め、市政への提案、提言等、公正かつ誠実に職務の遂行に努めるものとする。 (行政運営)
第 19 条 行政は、寝屋川市の将来の発展を図るために、総合計画に基づき、計画的に市政運営に当たなければならない。 2 前項の総合計画においては、議会の議決を経て、総合的かつ計画的な市政運営を図るための基本構想を定めるものとする。 (財政運営)	第 19 条 行政は、寝屋川市の将来の発展を図るために、総合計画に基づき、計画的に市政運営に当たるものとする。 第 20 条 行政は、健全で持続可能な財政運営に取り組まなければならない。 2 行政は、予算編成、執行、決算その他の財政運営に関する情報をわかりやすく公表しなければならない。 (行政評価)
第 20 条 行政は、健全で持続可能な財政運営に取り組まなければならない。 2 行政は、予算編成、執行、決算その他の財政運営に関する情報をわかりやすく公表しなければならない。 (行政評価)	第 20 条 行政は、健全で持続可能な財政運営に取り組むものとする。 2 行政は、予算編成、執行、決算その他の財政運営に関する情報をわかりやすく公表するものとする。 (行政評価)
第 21 条 行政は、市民サービスの向上を図るために、施策等の必要性、効率性、成果等について検証し、その評価結果を公表しなければならない。 (行政手続)	第 21 条 行政は、市民サービスの向上を図るために、施策等の必要性、効率性、成果等について検証し、その評価結果を公表するものとする。 (行政手続)
第 22 条 行政は、行政手続を適正に行い、市政運営における公正の確保及び透明性の向上を図り、市民の権利利益の保護に努めなければならない。 (法令遵守)	第 22 条 行政は、行政手続を適正に行い、市政運営における公正の確保及び透明性の向上を図り、市民の権利利益の保護に努めるものとする。 (法令遵守)
第 23 条 行政は、厳に法令を遵守し、公正な職務の遂行に当	第 23 条 行政は、厳に法令を遵守し、公正な職務の遂行に当

改正案	現行
たらなければならない。 (この条例の位置付け)	たるものとする。 (この条例の位置付け)
第 25 条 この条例は、対屋川市における自治の基本的な理念及び原則を定める規範であって、市民、議会及び行政は、この条例に規定する事項を誠実に遵守しなければならない。	第 25 条 市民、議会及び行政は、この条例が対屋川市における自治の基本的な理念及び原則であることを認識し、この条例に定める事項を遵守するものとする。
2 議会及び行政は、市政運営並びに他の条例、規則等の制定、改廃及び運用に当たっては、この条例の趣旨を尊重しなければならない。 (条例の検証)	2 議会及び行政は、市政運営並びに他の条例、規則等の制定、改廃及び運用に当たっては、この条例の趣旨を尊重するものとする。 (条例の検証)

寝屋川市手数料条例の一部改正

1 改正理由

『土壤汚染対策法』の改正により、汚染土壌処理業の承継規定の整備が行われたことに伴い、当該承継に係る申請に対する審査の手数料について定めるため、本条例の一部を改正する。

2 改正内容

(1) 土壤汚染対策法に基づく事務に係る手数料の徴収（第 10 条関係）

『土壤汚染対策法』の規定に基づく「汚染土壌処理業の譲渡及び譲受の承認」、「汚染土壌処理業者である法人の合併又は分割の承認」及び「汚染土壌処理業の相続」に係る申請に対する審査の手数料を定めることとする。

(2) 附則

施行期日 平成 30 年 4 月 1 日

寝屋川市手数料条例

No.1

改正案	現行
<p>(土壤汚染対策法に基づく事務に係る手数料の徴収)</p> <p>第 10 条 土壤汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）の規定に基づく事務のうち次の各号に掲げるものについては、当該各号に定める額の手数料を、申請者から徴収する。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>土壤汚染対策法第 27 条の 2 第 1 項の規定に基づく汚染土壤処理業の譲渡及び譲受の承認の申請に対する審査</u> 1 件につき 93,200 円</p> <p>(5) <u>土壤汚染対策法第 27 条の 3 第 1 項の規定に基づく汚染土壤処理業者である法人の合併又は分割の承認の申請に対する審査</u> 1 件につき 93,200 円</p> <p>(6) <u>土壤汚染対策法第 27 条の 4 第 1 項の規定に基づく汚染土壤処理業の相続の申請に対する審査</u> 1 件につき 93,200 円</p>	<p>(土壤汚染対策法に基づく事務に係る手数料の徴収)</p> <p>第 10 条 土壤汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）の規定に基づく事務のうち次の各号に掲げるものについては、当該各号に定める額の手数料を、申請者から徴収する。</p> <p>(1)～(3) (略)</p>

この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附則

寝屋川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正

1 改正理由

『就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律』の改正に伴い、同法の引用条項に関する規定の整理を行うため、本条例の一部を改正する。

2 改正内容

(1) 特定教育・保育の取扱方針（第 15 条関係）

「認定こども園に関する所定の公示」について引用する『就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律』の条項を改める。

(2) 附則

施行期日 平成 30 年 4 月 1 日

対屋川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める
条例

改正案		現行
No.1		
(特定教育・保育の取扱方針)	(特定教育・保育の取扱方針)	<p>第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に基づき、小学校就学前子どもたちの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を行わなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 認定こども園（認定こども園法第3条第1項又は第3項の認定を受けた施設及び同条第11項の規定による公示がされたものに限る。）次号及び第4号に掲げる事項</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>附 則</p> <p>この条例は、平成30年4月1日から施行する。</p>

寝屋川市立斎場条例の一部改正

1 改正理由

斎場の使用に係る使用料を改定するため、本条例の一部を改正する。

2 改正内容

(1) 使用料（別表関係）

斎場の使用に係る使用料を次のとおり改定する。

		改 正 案	現 行		
区 分	単 位	市 内	市 外	市 内	市 外
火葬炉	大人	1 体	20,000	100,000	20,000
	子供	1 体	12,000	60,000	16,000
	死産児 拾骨を行う 場合	1 胎	6,000	30,000	8,000
	拾骨を行わ ない場合	1 胎	3,000	15,000	3,000
	改葬に係る死体 又は遺骨	1 体	10,000	50,000	10,000
	人体の一部	1 個	1,000	5,000	1,000
	動物の死体	1 個	3,000	24,000	3,000
靈安室		1 時間1体	200	1,000	200
(備考)					

(備考)

- ① 「市内」とは、次のいずれかに該当する場合をいう。
 - ア 死亡者が、死亡の当時、寝屋川市が備える住民基本台帳に記録されていた者である場合
 - イ 斎場の使用の許可を受ける者が、寝屋川市が備える住民基本台帳に記録されている者であり、かつ、火葬又は改葬の許可を受けた者である場合
 - ウ 死産児にあっては、当該死産児の父又は母が寝屋川市が備える住民基本台帳に記録されている者である場合
 - エ 動物の死体にあっては、当該動物の飼い主が寝屋川市が備える住民基本台帳に記録されている者である場合
- ② 「大人」とは 12 歳以上の者をいい、「子供」とは 12 歳未満の者をいい、「死産児」とは妊娠 4 か月以上の死胎をいう。

(2) 附則

ア 施行期日 平成30年4月1日

イ 経過措置

改正後の規定は、この条例の施行の日以後における斎場の使用に係る使用料について適用する。

寝屋川市斎場条例

No.1

改正案		別表(第6条関係)		現行	
		(単位 円)		(単位 円)	
区分		区分		単位	
区分	単位	使用料	使用料	単位	単位
		市内	市外	市内	市外
大人	1体	20,000	100,000	1体	20,000
子供	1体	12,000	60,000	1体	16,000
死産児	拾骨を 行う場合	6,000	30,000	死産児 拾骨を 行う場合	8,000
火葬炉	拾骨を行わ ない場合	1胎	3,000	火葬炉 改葬に係る死体 又は遺骨	1胎 改葬に係る死体 又は遺骨
		1体	10,000		1体
人体の一部		1個	1,000	人体の一部	1個
動物の死体		1個	3,000	動物の死体	1個
靈安室		1時間1体	200	靈安室	1時間1体

(備考)

1~5 (略)
附 則
(施行期日)

1~5 (略)
(備考)

改 正 案	現 行
1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。 (経過措置)	
2 この条例による改正後の複屋川市立斎場条例別表の規定 は、この条例の施行の日以後における斎場の使用に係る使用 料について適用する。	

寝屋川市国民健康保険条例の一部改正

1 改正の理由

『持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律』の施行(『国民健康保険法』の改正)による、国民健康保険事業の広域化等に伴い、「一般被保険者に係る基礎賦課総額」等その他の事項に関する規定の整備を行うとともに、『国民健康保険法施行令』の改正に伴い、保険料の軽減に係る所得判定基準を改めるため、本条例の一部を改正する。

国民健康保険事業の広域化等

- 都道府県が、当該都道府県内の市町村と共に国民健康保険の運営を担う。
- 都道府県は、財政運営の責任主体となり、都道府県国民健康保険運営方針を定める。

2 主な改正内容

(1) 寝屋川市国民健康保険運営協議会に関する事項

(改正後の第2条、第2条の2関係)

『国民健康保険法』の改正により、都道府県及び市町村にそれぞれ国民健康保険事業の運営に関する協議会を置くこととされたことに伴い、寝屋川市国民健康保険運営協議会に関する規定の整備を行う。

(2) 出産育児一時金(第9条関係)、出産費資金の貸付け(第9条の2関係)

出産費資金の貸付けに関する制度を廃止する。(そのことに伴う出産育児一時金の規定の整理を行う。)

(3) 葬祭費(第10条関係)

『大阪府国民健康保険運営方針』に定める府内統一基準に従い、葬祭費を50,000円に改定する。

(4) 一般被保険者に係る基礎賦課総額等（「一般被保険者に係る基礎賦課総額」、「一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額」及び「介護納付金賦課総額」）に関する事項（第15条の3、第19条の5の2、第19条の6関係）

『国民健康保険法』の改正により、都道府県は、市町村に対し国民健康保険保険給付費等交付金を交付し、市町村から国民健康保険事業費納付金を徴収するなど、国民健康保険事業の費用の負担に関する事項について改正が行われたことに伴い、一般被保険者に係る基礎賦課総額等の算定に関する規定の整備を行う。

(5) 一般被保険者に係る基礎賦課額等（「一般被保険者に係る基礎賦課額」、「一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額」及び「介護納付金賦課額」）の保険料率に関する事項（第19条、第19条の5の5、第19条の9関係）

『大阪府国民健康保険運営方針』に定める府内統一基準を踏まえ、一般被保険者に係る基礎賦課額等の保険料率に関する規定の整備を行う。

(6) 保険料の減額（第22条の2関係）

『国民健康保険法施行令』の改正に伴い、低所得者に係る保険料の軽減措置の対象を拡大するため、被保険者均等割及び世帯別平等割の軽減措置について、5割軽減及び2割軽減に係る所得判定基準を次のとおり改める。

ア 5割軽減に係る所得判定基準

改正前	基礎控除額 33万円 + 27万円 × 被保険者数
改正後	基礎控除額 33万円 + 27.5万円 × 被保険者数

イ 2割軽減に係る所得判定基準

改正前	基礎控除額 33万円 + 49万円 × 被保険者数
改正後	基礎控除額 33万円 + 50万円 × 被保険者数

(7) 附則

ア 施行期日 平成30年4月1日

イ 経過措置

(ア) (3)は、この条例の施行の日以後に被保険者が死亡したときにおける葬祭費の支給について適用する。

(イ) 改正後の保険料に係る規定は、平成30年度以後の年度分の保険料について適用する。

寝屋川市国民健康保険条例

改 正 案		No.1
<u>第1章 寝屋川市が行う国民健康保険の事務</u>	<u>現 行</u>	
(趣旨)	<u>第1章 寝屋川市が行う国民健康保険</u>	
第1条 寝屋川市が行う国民健康保険の事務については、法令に定めがあるものほか、この条例の定めるところによる。	(趣旨) 第1条 寝屋川市が行う国民健康保険_____については、法令に定めがあるものほか、この条例の定めるところによる。	
<u>第2章 寝屋川市の国民健康保険事業の運営に関する協議会</u>	<u>第2章 国民健康保険運営協議会</u>	
(寝屋川市の国民健康保険事業の運営に関する協議会の名称)	(寝屋川市の国民健康保険事業の運営に関する協議会)	
第2条 寝屋川市の国民健康保険事業の運営に関する協議会は、寝屋川市国民健康保険運営協議会(以下「協議会」という。)という。	第2条 寝屋川市の国民健康保険運営協議会(以下「協議会」という。)の委員の定数)	
(協議会の2 協議会の委員の定数)	第2条 第2条の2 協議会の委員の定数は、次の各号に定めるところによる。	
(出産育児一時金)	(1)～(4) (略)	
第9条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として404,000円を支給する。	(出産育児一時金) 第9条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として404,000円を支給する。ただし、出産育児一時金の支給を受けるまでの間に、次条第1項の規定により当該出産育児一時金の支給に係る出産に要する費用を支払うための資金(以下「出産費資金」という。)の貸付けを受けた者については、404,000円からその者に係る当該出産費資金の額を差し引いた額を支給する。	

改正案	現行
2・3 (略)	<p>2・3 (略) (出産費資金の貸付け)</p> <p><u>第9条の2</u> 富屋川市の区域内に引き続き3か月以上住所を有し、次の各号に掲げる要件のいずれかに該当する被保険者の属する世帯の世帯主に対して出産費資金を貸し付ける。ただし、前条第3項に該当する場合には、出産費資金の貸付けは行わない。</p> <p>(1) <u>出産予定日まで1か月以内であること。</u></p> <p>(2) <u>妊娠4か月以上であり、当該出産に要する費用について保険医療機関等から請求を受け、又はその費用を支払つたこと。</u></p> <p>2 前項の規定にかかわらず、当該世帯主が次の各号のいずれかに該当する場合は、出産費資金の貸付けは行わない。</p> <p>(1) <u>保険料を滞納しているとき。</u></p> <p>(2) <u>出産費資金の貸付けをすることが適当でないと市長が認めるとき。</u></p> <p>3 出産費資金の貸付額は、前条第1項本文に規定する額の100分の80を限度とする。ただし、算出した額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。</p> <p>4 貸し付けた出産費資金に係る出産育児一時金（前条第2項に規定する場合に該当するときは、同項の規定による加算をした出産育児一時金）の支給時に、当該出産育児一時金から</p>

改正案	現行
(葬祭費) 第 10 条 被保険者が死亡したときは、その者の葬祭を行う者に対し、葬祭費として <u>50,000円</u> を支給する。	当該出産費資金を差し引くことにより行つたものとする。 (葬祭費) 第 10 条 被保険者が死亡したときは、その者の葬祭を行う者に対し、葬祭費として <u>40,000円</u> を支給する。
2 (略)	2 (略)
(保険料の賦課額) 第 15 条の 2 保険料の賦課額は、 <u>世帯主の</u> 世帯に属する被保険者につき算定した基礎賦課額(国民健康保険法施行令(昭和 33 年政令第 362 号。以下「令」という。)第 29 条の 7 第 1 項第 1 号に規定する基礎賦課額をいう。)及び後期高齢者支援金等賦課額(同項第 2 号に規定する後期高齢者支援金等賦課額をいう。以下同じ。)並びに介護納付金賦課被保険者(同項第 3 号に規定する介護納付金賦課被保険者をいう。以下同じ。)につき算定した介護納付金賦課額(同号に規定する介護納付金賦課額をいう。以下同じ。)の合算額とする。	(保険料の賦課額) 第 15 条の 2 保険料の賦課額は、被保険者である世帯主及びその世帯に属する被保険者につき算定した基礎賦課額(国民健康保険法施行令(昭和 33 年政令第 362 号。以下「令」という。)第 29 条の 7 第 1 項_____に規定する基礎賦課額をいう。以下同じ。)及び後期高齢者支援金等賦課額(同項に規定する後期高齢者支援金等賦課額_____をいう。以下同じ。)並びに介護納付金賦課被保険者(同項に規定する介護納付金賦課被保険者_____をいう。以下同じ。)につき算定した介護納付金賦課額(同項に規定する介護納付金賦課額をいう。以下同じ。)の合算額とする。 (一般被保険者に係る基礎賦課総額) 第 15 条の 3 保険料の賦課額のうち一般被保険者(法附則第 7 条第 1 項に規定する退職被保険者等(以下「退職被保険者等」という。)以外の被保険者をいう。以下同じ。)に係る基礎賦課額(第 22 条の 2 の規定により基礎賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することとなる額を含む。)の総額(以下「基礎賦課総額」という。)は、第 1 号に掲

改正案	現行
<p>げる合算額の見込額から第2号に掲げる合算額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。</p> <p>(1) 当該年度における次に掲げる額の合算額</p> <p>ア 療養の給付に要する費用（一般被保険者に係るものに限る。）の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保健外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用（一般被保険者に係るものに限る。）の額</p>	<p>げる合算額の見込額から第2号に掲げる合算額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。</p> <p>(1) 当該年度における次に掲げる額から法附則第7条第1項第2号に規定する調整対象基準額に同号に規定する退職被保険者等所属割合（以下「退職被保険者等所属割合」という。）を乗じて得た額を控除した額（高齢者医療確保法の規定による前期高齢者交付金がある場合には、これを控除した額）</p> <p>ア 療養の給付に要する費用（一般被保険者に係るものに限る。）の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額</p> <p>イ 入院時食事療養費、入院時生活療養費、保健外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用（一般被保険者に係るものに限る。）の額</p> <p>ウ 高齢者医療確保法の規定による前期高齢者納付金等（以下「前期高齢者納付金等」という。）の納付に要する費用の額</p> <p>エ 保健事業に要する費用の額</p> <p>オ 法第81条の2第1項第1号に掲げる交付金を交付する事業に係る同条第2項の規定による拠出金（当該事業に関する事務の処理に要する費用に係るものを除く。）の納付に要する費用の額</p> <p>ウ 法第81条の2第4項の財政安定化基金拠出金の納付</p>

改正案	現行
に要する費用の額	力 法第 81 条の 2 第 1 項第 2 号に掲げる交付金を交付する事業に係る同条第 2 項の規定による拠出金（当該事業に要する事務に要する費用に係るものと除く。）の納付による費用の額の 2 分の 1 に相当する額
金事業借入金の償還に要する費用の額	ヰ その他の国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険の事務の執行による後期高齢者支援金等、高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金等（以下「後期高齢者支援金等」という。）及び高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金等（以下「病床転換支援金等」という。）並びに介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）の規定による納付金（以下「介護納付金」という。）の納付に関する事務を含む。次号において同じ。）の執行に要する費用を除く。）
保健事業に要する費用の額	(ア) 退職被保険者等に係る入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用の額並びに大阪府が行う国民健康保険の一般被保険者に係る国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（大阪府の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等並びに介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）及び退職被保険者等に係る国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用の額を除く。）
法第 81 条の 2 第 9 項第 2 号に規定する財政安定化基金事業に要する費用の額	(イ) 当該年度における次に掲げる額の合算額 ア 法第 74 条の規定による補助金の額 イ 法附則第 22 条の規定により読み替えられた法第 75 条の規定により交付を受ける補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（大阪府の国民健康保険に

改 正 案	現 行
する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等並びに介護納付金の納付による費用に充てる部分に限る。以下このイにおいて同じ。)に係るものと除く。)及び同条の規定により貸し付けられる貸付金(国民健康保険事業費納付金の納付による費用に係るものと除く。)の額。	ア 法第70条の規定による負担金(高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金(以下「後期高齢者支援金」という。)及び高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金(以下「病床転換支援金」という。)並びに介護納付金の納付による費用に係るものと除く。)
ウ 法第75条の2第1項の国民健康保険給付費等交付金(工において「国民健康保険給付費等交付金」という。)(退職被保険者等の療養の給付等による費用(法附則第22条の規定により読み替えられた法第70条第1項に規定する療養の給付等による費用をいう。以下同じ。)に係るものと除く。)の額のうち、次に掲げる額の合算額を除く額	イ 法第72条の規定による調整交付金(後期高齢者支援金並びに介護納付金の納付による費用に係るものと除く。)
(イ) 国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令(昭和34年政令第41号。以下「算定政令」という。)第6条第6項第1号に掲げる額(規則で定める額を除く。)	ウ 法第72条の2の規定による都道府県調整交付金(後期高齢者支援金及び病床転換支援金並びに介護納付金の納付による費用に係るものと除く。)
(ウ) 算定政令第6条第6項第2号に掲げる額	エ 法第72条の5の規定による負担金
(エ) 算定政令第6条第6項第3号に掲げる額	オ 法第74条の規定による補助金
エ その他国民健康保険事業による費用(国民健康保険の事務の執行による費用を除く。)のための収入(次に掲げる額の合算額を除く。)の額	カ 法第75条の規定による補助金(後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等並びに介護納付金の納付による費用に係るものと除く。)及び賞付金(後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等並びに介護納付金の納付による費用に係るものと除く。)
エ 法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法	キ 法第81条の2第1項の規定による交付金及び他の国民健康保険事業による費用(国民健康保険の事務の執行による費用並びに後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等並びに介護納付金の納付による費用を除く。)のための収入(法第72条の3第1項の規定による繰

改正案	現行
<p>第72条の3第1項の規定による繰入金 (1) 国民健康保険保険給付費等交付金（退職被保険者等の療養の給付等に要する費用に係るものに限る。） (2) 算定政令第6条第6項第1号に掲げる額（規則で定める額を除く。）</p> <p>(1) 算定政令第6条第6項第2号に掲げる額 (2) 算定政令第6条第6項第3号に掲げる額</p> <p>（一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率）</p> <p>第19条 一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) (略) (2) 被保険者均等割 一般被保険者に係る基礎賦課総額の100分の35に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2か年度の各年度における一般被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額 (3) 世帯別平等割 アからウまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれアからウまでに定めるところにより算定した額</p> <p>ア イ又はウに掲げる世帯以外の世帯 一般被保険者に係る基礎賦課総額の100分の15に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2か年度の各年度における一般被保険者が属する世帯の数等を勘案して算定した数から特定同一世帯所屬者（法第6条第8号に該当したことによ</p>	<p>入金及び法附則第7条第1項の規定による療養給付費等交付金（以下「療養給付費等交付金」という。）を除く。）</p> <p>（一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率）</p> <p>第19条 一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) (略) (2) 被保険者均等割 一般被保険者に係る基礎賦課総額の100分の35に相当する額を当該年度の初日における一般被保険者の数 _____で除して得た額 (3) 世帯別平等割 アからウまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれアからウまでに定めるところにより算定した額</p> <p>ア イ又はウに掲げる世帯以外の世帯 一般被保険者に係る基礎賦課総額の100分の15に相当する額を当該年度の初日における一般被保険者が属する世帯の数 _____から特定同一世帯所屬者（法第6条第8号に該当したことによ</p>

改正案	現行
<p>り被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属する者をいう。以下同じ。)と同一の世帯に属する一般被保険者が属する世帯であつて同日の属する月(以下「特定月」という。)以後5年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。以下「特定世帯」という。)の数に2分の1を乗じて得た数と特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する一般被保険者が属する世帯であつて特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。以下「特定継続世帯」という。)の数に4分の1を乗じて得た数の合計数を控除した数で除して得た額</p> <p>イ・ウ(略)</p> <p>2・3(略)</p>	<p>り被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属する者をいう。以下同じ。)と同一の世帯に属する月(以下「特定月」という。)以後5年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。以下「特定世帯」という。)の数に2分の1を乗じて得た数と特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する一般被保険者が属する世帯であつて特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。以下「特定継続世帯」という。)の数に4分の1を乗じて得た数の合計数を控除した数で除して得た額</p> <p>イ・ウ(略)</p> <p>2・3(略)</p> <p>(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額) 第19条の5の2 保険料の賦課額のうち一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額(第22条の2の規定により後期高齢者支援金等賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することになる額を含む。)の総額(以下「後期高齢者支援金等賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。</p>

改正案	現行
<p>(1) 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（大阪府の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の納付に係る部分であつて、大阪府が行う国民健康保険の一般被保険者に係るものに限る。次号において同じ。）</p> <p>(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額</p> <p>ア 法附則第22条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に係るものに限る。）及び同条の規定により貸し付けられる貸付金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）の額</p>	<p>(1) 当該年度における後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の納付に要する費用の額から後期高齢者支援金及び病床転換支援金の額に退職被保険者等所属割合を乗じて得た額を控除した額</p> <p>(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額</p> <p>ア 法第70条の規定による負担金（後期高齢者支援金及び病床転換支援金の納付に要する費用に係るものに限る。）</p> <p>イ 法第72条の規定による調整交付金（後期高齢者支援金及び病床転換支援金の納付に要する費用に係るものに限る。）</p> <p>ウ 法第72条の2の規定による都道府県調整交付金（後期高齢者支援金及び病床転換支援金の納付に要する費用に係るものに限る。）</p> <p>エ 法第75条の規定による補助金（後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の納付に要する費用に係るものに限る。）及び貸付金（後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の納付に要する費用に係るものに限る。）</p> <p>オ その他国民健康保険事業に要する費用（後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の納付に要する費用（後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の納付に要する事務の執行による費用を除く。）に係るものに限る。）のための収入（法第72条の3第1項の規定による繰入金を除く。）の額</p>
<p>イ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。）のための収入（法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項の規定による繰入金を除く。）の額</p>	

改 正 案	現 行
<p>(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率) 第 19 条の 5 の 5 一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 被保険者均等割 後期高齢者支援金等賦課額の 100 分の 35 に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の 2 か年度の各年度における一般被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額</p> <p>(3) 世帯別平等割 アからウまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれアからウまでに定めるところにより算定した額</p>	<p>(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率) 第 19 条の 5 の 5 一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 被保険者均等割 後期高齢者支援金等賦課額の 100 分の 35 に相当する額を当該年度の初日における一般被保険者の数 _____ で除して得た額</p> <p>(3) 世帯別平等割 アからウまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれアからウまでに定めるところにより算定した額</p>
<p>ア イ又はウに掲げる世帯以外の世帯 一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の 100 分の 15 に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の 2 か年度の各年度における一般被保険者が属する世帯の数等を勘案して算定した数から特定世帯の数に 2 分の 1 を乗じて得た数と特定継続世帯の数に 4 分の 1 を乗じて得た数の合計数を控除した数で除して得た額</p> <p>イ・ウ (略)</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>ア イ又はウに掲げる世帯以外の世帯 一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の 100 分の 15 に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の 2 か年度の各年度における一般被保険者が属する世帯の数 _____ から特定世帯の数に 2 分の 1 を乗じて得た数と特定継続世帯の数に 4 分の 1 を乗じて得た数の合計数を控除した数で除して得た額</p> <p>イ・ウ (略)</p> <p>2・3 (略)</p>
<p>(後期高齢者支援金等賦課限度額) 第 19 条の 5 の 10 第 19 条の 5 の 3 又は第 19 条の 5 の 6 の後期高齢者支援金等賦課額（一般被保険者と退職被保険者等が</p>	<p>(後期高齢者支援金等賦課限度額) 第 19 条の 5 の 10 第 19 条の 5 の 3 又は第 19 条の 5 の 6 の後期高齢者支援金等賦課額（一般被保険者と退職被保険者等が</p>

改正案	現行・行
<p>同一の世帯に属する場合には、第 19 条の 5 の 3 の後期高齢者支援金等賦課額と第 19 条の 5 の 6 の後期高齢者支援金等賦課額との合算額をいう。第 22 条及び第 22 条の 2 第 1 項において同じ。) は、令第 29 条の 7 第 3 項第 8 号に掲げる金額を超えることができない。</p> <p>(介護納付金賦課総額)</p> <p>第 19 条の 6 保険料の賦課額のうち介護納付金賦課額（第 22 条の 2 の規定により介護納付金賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することとなる額を含む。）の総額（以下「介護納付金賦課総額」という。）は、第 1 号に掲げる額の見込額から第 2 号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。</p> <p>(1) 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（大阪府の国民健康保険に関する特別会計において負担する介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。次号において同じ。）</p> <p>(2) 当該年度における次の規定により読み替えられた法第 75 条ア 法附則第 22 条の規定により交付を受けた補助金（国民健康保険事業費の規定により交付を受ける補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）及び同条の規定により貸し付けられる貸付金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）の額</p>	<p>同一の世帯に属する場合には、第 19 条の 5 の 3 の後期高齢者支援金等賦課額と第 19 条の 5 の 6 の後期高齢者支援金等賦課額との合算額をいう。第 22 条及び第 22 条の 2 第 1 項において同じ。) は、令第 29 条の 7 第 3 項第 9 号に掲げる金額を超えることができない。</p> <p>(介護納付金賦課総額)</p> <p>第 19 条の 6 保険料の賦課額のうち介護納付金賦課額（第 22 条の 2 の規定により介護納付金賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することとなる額を含む。）の総額（以下「介護納付金賦課総額」という。）は、第 1 号に掲げる額の見込額から第 2 号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。</p> <p>(1) 当該年度における介護納付金の納付に要する費用の額</p> <p>(2) 当該年度における法第 70 条の規定による負担金（介護納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）、法第 72 条の規定による調整交付金（介護納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）、法第 72 条の 2 の規定による都道府県調整交付金（介護納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）、法第 75 条の規定による補助金（介護納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）及び貸付金（介護納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）その他国民健康保険事業に要する費用（介護納付金の納付に要する費用（介護納付金の納付に要する事務の執行に要する費用</p>

改正案	現行
<p>1 その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付による費用に限る。）のための収入（法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項の規定による繰入金を除く。）の額</p> <p>（介護納付金賦課額の保険料率）</p> <p>第 19 条の 9 介護納付金賦課被保険者に係る介護納付金賦課額の保険料率は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 所得割 介護納付金賦課総額の 100 分の 50 に相当する額を介護納付金賦課被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等（令第 29 条の 7 第 4 項第 4 号ただし書に規定する場合にあつては、法施行規則第 32 条の 10 に規定する方法により補正された後の金額とする。）の総額で除して得た数</p> <p>(2) 被保険者均等割 介護納付金賦課総額の 100 分の 50 に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の 2か年度の各年度における介護納付金賦課被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額</p> <p>2・3 (略)</p> <p>（介護納付金賦課限度額）</p> <p>第 19 条の 10 第 19 条の 7 第 1 項の介護納付金賦課額は、令第 29 条の 7 第 4 項第 8 号に掲げる金額を超えることができない。</p> <p>（保険料の減額）</p>	<p>を除く。）に係るものに限る。）のための収入（法第 72 条の 3 第 1 項の規定による繰入金を除く。）の額の合算額</p> <p>（介護納付金賦課額の保険料率）</p> <p>第 19 条の 9 介護納付金賦課被保険者に係る介護納付金賦課額の保険料率は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 所得割 介護納付金賦課総額の 100 分の 50 に相当する額を基礎控除後の総所得金額等（令第 29 条の 7 第 4 項第 4 号ただし書に規定する場合にあつては、法施行規則第 32 条の 10 に規定する方法により補正された後の金額とする。）の総額で除して得た数</p> <p>(2) 被保険者均等割 介護納付金賦課総額の 100 分の 50 に相当する額を当該年度の初日における介護納付金賦課被保険者の数で除して得た額</p> <p>2・3 (略)</p> <p>（介護納付金賦課限度額）</p> <p>第 19 条の 10 第 19 条の 7 第 1 項の介護納付金賦課額は、令第 29 条の 7 第 4 項第 9 号に掲げる金額を超えることができない。</p> <p>（保険料の減額）</p>

改正案	現行
<p>第 22 条の 2 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第 16 条第 1 項又は第 19 条の 2 第 1 項の基礎賦課額から、それぞれ、当該各号に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が 540,000 円を超える場合には、540,000 円）とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が地方税法第 314 条の 2 第 2 項に掲げる金額に 270,000 円に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて、前号に該当する者以外のものの</p> <p>アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象となるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>(3) 第 1 号に規定する総所得金額及び山林所得額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が地方税法第 314 条の 2 第 2 項に掲げる金額に 490,000 円に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務</p>	<p>第 22 条の 2 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第 16 条第 1 項又は第 19 条の 2 第 1 項の基礎賦課額から、それぞれ、当該各号に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が 540,000 円を超える場合には、540,000 円）とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が地方税法第 314 条の 2 第 2 項に掲げる金額に 270,000 円に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて、前号に該当する者以外のものの</p> <p>アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象となるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>(3) 第 1 号に規定する総所得金額及び山林所得額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が地方税法第 314 条の 2 第 2 項に掲げる金額に 490,000 円に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務</p>

改正案	現行
<p>が発生した場合には、その発生した日とする。)現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて、前2号に該当する者以外のもの</p> <p>アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額</p> <p>ア・イ (略)</p>	<p>が発生した場合には、その発生した日とする。)現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて、前2号に該当する者以外のもの</p> <p>アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額</p> <p>ア・イ (略)</p>
<p>2 (略)</p>	<p>2 (略)</p>
<p>3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第16条第1項又は第19条の2第1項」とあるのは「第19条の5の3第1項又は第19条の5の6」と、「540,000円を超える場合には、540,000円」とあるのは「令第29条の7第3項第8号に掲げる額を超える場合には、同号に定める額」と、第2項中「第19条第2項」とあるのは「第19条の5の5第2項」と読み替えるものとする。</p> <p>4 第1項及び第2項の規定は、介護納付金賦課額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第16条第1項又は第19条の2第1項」とあるのは「第19条の7第1項」と、</p>	<p>3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第16条第1項又は第19条の2第1項」とあるのは「第19条の5の3第1項又は第19条の5の6」と、「540,000円を超える場合には、540,000円」とあるのは「令第29条の7第3項第9号に掲げる額を超える場合には、同号に定める額」と、第2項中「第19条第2項」とあるのは「第19条の5の5第2項」と読み替えるものとする。</p> <p>4 第1項及び第2項の規定は、介護納付金賦課額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第16条第1項又は第19条の2第1項」とあるのは「第19条の7第1項」と、</p>

改 正 案	現 行
<p>「540,000 円を超える場合には、540,000 円」とあるのは「令第 29 条の 7 第 4 項第 8 号に掲げる額を超える場合には、同号に定める額」と、第 2 項中「第 19 条第 2 項」とあるのは「第 19 条の 9 第 2 項」と読み替えるものとする。</p> <p>(特例対象被保険者等の特例)</p> <p>第 22 条の 3 世帯主の世帯に属する被保険者又は特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等である場合における第 17 条第 1 項及び前条第 1 項の規定の適用については、第 17 条第 1 項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額(特例対象被保険者等の総所得金額に所得税法第 28 条第 1 項に規定する給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得について)」と、同条第 2 項の規定によつて計算した金額の 100 分の 30 に相当するものとする。第 2 項において同じ。」と、「所得の金額(同法)とあるのは「所得の金額(地方税法)と、前条第 1 項第 1 号中「総所得金額(」とあるのは「総所得金額(特例対象被保険者等の総所得金額に所得税法第 28 条第 1 項に規定する給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得について)」と、「ついては、同法に相当する金額によるものとする。」と、「ついては、同法における金額によるものとする。」と、「ついては、同法」とあるのは「ついては、地方税法」とする。</p> <p>(特例対象被保険者等に係る届出)</p>	<p>「540,000 円を超える場合には、540,000 円」とあるのは「令第 29 条の 7 第 4 項第 9 号に掲げる額を超える場合には、同号に定める額」と、第 2 項中「第 19 条第 2 項」とあるのは「第 19 条の 9 第 2 項」と読み替えるものとする。</p> <p>(特例対象被保険者等の特例)</p> <p>第 22 条の 3 世帯主又は当該世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等である場合における第 17 条第 1 項及び前条第 1 項の規定の適用については、第 17 条第 1 項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額(特例対象被保険者等の総所得金額に所得税法第 28 条第 1 項に規定する給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得について)」と、同条第 2 項の規定によつて計算した金額の 100 分の 30 に相当するものとする。第 2 項において同じ。」と、「所得の金額(同法)とあるのは「所得の金額(地方税法)と、前条第 1 項第 1 号中「総所得金額(」とあるのは「総所得金額(特例対象被保険者等の総所得金額に所得税法第 28 条第 1 項に規定する給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得について)」と、「ついては、同法に規定する金額によるものとする。」と、「ついては、同法」とあるのは「ついては、地方税法」とする。</p> <p>(特例対象被保険者等に係る届出)</p>

改正案	現行
2 前項の届出に当たり、特例対象被保険者等の雇用保険法施行規則（昭和 50 年労働省令第 3 号）第 17 条の 2 第 1 項第 1 号に規定する雇用保険受給資格者証の提示を求められた場合においては、これを提示しなければならない。	2 前項の届出は _____ 、特例対象被保険者等の雇用保険法施行規則（昭和 50 年労働省令第 3 号）第 17 条の 2 第 1 項第 1 号に規定する雇用保険受給資格者証を提示して行わなければならない。
附則 (施行期日)	<p>1 この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。 (経過措置)</p> <p>2 この条例による改正後の東屋川市国民健康保険条例（以下「改正後の条例」という。）第 10 条の規定は、この条例の施行の日以後に被保険者が死亡したときににおける葬祭費の支給について適用し、同日前に被保険者が死亡したときにおける葬祭費の支給については、なお従前の例による。</p> <p>3 改正後の条例第 6 章の規定は、平成 30 年度以後の年度分の保険料について適用し、平成 29 年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。</p>

寝屋川市介護保険条例の一部改正

1 改正理由

介護保険の保険料率の改定等を行うとともに、『介護保険法』等の改正に伴う規定の整備を行うため、本条例の一部を改正する。

2 主な改正内容

(1) 保険料率（第 5 条関係）

ア 第 1 号被保険者の保険料率の改定等を行う。（【参考】参照）

イ 『介護保険法施行令』の改正に伴い、第 1 号被保険者の保険料の段階の判定について、現行の合計所得金額から譲渡所得の特別控除額を控除した額を用いることとする。

(2) 保険料の減免（第 12 条関係）

保険料の減免事由として、「保険料を納付することが著しく困難な事情として規則で定める事情があること」を追加する。

(3) 罰則（第 16 条関係）

『介護保険法』の改正により、質問検査権の対象となる者の範囲が拡大された（第 2 号被保険者の配偶者等が対象に加えられた）ことに伴い、当該規定に違反した場合における過料に関する規定の整備を行う。

(4) 附則

ア 施行期日 平成 30 年 4 月 1 日

イ 経過措置

（1）は平成 30 年度以後年度分の保険料について、（2）は平成 30 年度以後の年度分の保険料の減免について適用する。

【参考】

第1号被保険者の保険料率

所得段階	改 正 案	現 行	保険料率(年額)
	第1号被保険者の区分	第1号被保険者の区分	
第1段階	1 老齢福祉年金受給者であり、市民税世帯非課税者	37,260円	34,740円
	2 生活保護の被保護者		※ 平成27年度 ～平成29年度 31,260円
	3 市民税世帯非課税者であつて、前年の公的年金等の収入金額及び合計所得金額の合計額が80万円以下であり、1・2に該当しない者		
第2段階	市民税世帯非課税者であつて、前年の公的年金等の収入金額及び合計所得金額の合計額が120万円以下であり、第1段階に該当しない者	48,430円	45,160円
	市民税世帯非課税者であり、第1段階及び第2段階に該当しない者	55,890円	52,110円
第3段階	同じ世帯に市民税課税者がいるが本人は市民税非課税者であり、かつ、前年の公的年金等の収入金額及び合計所得金額の合計額が80万円以下の者	67,060円	62,530円

第 5 段階	同じ世帯に市民税非課税者がいるが本人 は市民税課税者であり、かつ、第 1 段階～第 4 段階に該当しない者	<u>74,520</u> 円	同左	<u>69,480</u> 円
第 6 段階	市民税課税者であり、かつ、前年の合 計所得金額が 120 万円未満で、第 1 段 階～第 5 段階に該当しない者	<u>89,420</u> 円	同左	<u>83,370</u> 円
第 7 段階	市民税課税者であり、かつ、前年の合計 所得金額が 120 万円以上 200 万円未満 で、第 1 段階～第 6 段階に該当しない 者	<u>96,870</u> 円	市民税課税者であり、かつ、前年の合計 所得金額が 120 万円以上 190 万円未満 で、第 1 段階～第 6 段階に該当しない 者	<u>90,320</u> 円
第 8 段階	市民税課税者であり、かつ、前年の合計 所得金額が 200 万円以上 300 万円未満 で、第 1 段階～第 7 段階に該当しない 者	<u>111,780</u> 円	市民税課税者があり、かつ、前年の合計 所得金額が 190 万円以上 290 万円未満 で、第 1 段階～第 7 段階に該当しない 者	<u>104,220</u> 円
第 9 段階	市民税課税者であり、かつ、前年の合計 所得金額が 300 万円以上 400 万円未満 で、第 1 段階～第 8 段階に該当しない 者	<u>126,680</u> 円	市民税課税者であり、かつ、前年の合計 所得金額が 290 万円以上 400 万円未満 で、第 1 段階～第 8 段階に該当しない 者	<u>118,110</u> 円
第 10 段階	市民税課税者であり、かつ、前年の合 計所得金額が 400 万円以上 500 万円未 満で、第 1 段階～第 9 段階に該当しな い者	<u>137,860</u> 円	同左	<u>125,060</u> 円

第 11 段階	市民税課税者であり、かつ、前年の合計所得金額が 500 万円以上 600 万円未満で、第 1 段階～第 10 段階に該当しない者	<u>149,040 円</u>	同左	<u>132,010 円</u>
第 12 段階	市民税課税者であり、かつ、前年の合計所得金額が 600 万円以上 700 万円未満で、第 1 段階～第 11 段階に該当しない者	<u>160,210 円</u>	同左	<u>138,960 円</u>
第 13 段階	市民税課税者であり、かつ、前年の合計所得金額が 700 万円以上 800 万円未満で、第 1 段階～第 12 段階に該当しない者	<u>171,390 円</u>	同左	<u>145,900 円</u>
第 14 段階	第 1 段階～第 13 段階のいづれにも該当しない者	<u>182,570 円</u>	同左	<u>152,850 円</u>

寝屋川市介護保険条例

No.1

改正案	現行
(保険料率)	(保険料率)

第5条 保険料率は、次の各号に定める額とする。

(1) 令第39条第1項第1号に掲げる者 37,260円
 (2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 48,430円
 (3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 55,890円
 (4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 67,060円
 (5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 74,520円
 (6) 次のいずれかに該当する者 89,420円

ア 地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額(以下「合計所得金額」という。)(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第38条第4項に規定する特別控除額を控除して得た額とする。以下この項において同じ。)が1,200,000円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ (略)

(7) 次のいずれかに該当する者 96,870円
 ア 合計所得金額が1,200,000円以上2,000,000円未満で

第5条 保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 令第39条第1項第1号に掲げる者 34,740円
 (2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 45,160円
 (3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 52,110円
 (4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 62,530円
 (5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 69,480円
 (6) 次のいずれかに該当する者 83,370円

ア 地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額(以下「合計所得金額」という。)

改正案	現行
ある者であり、かつ、前各号のいづれにも該当しない者 イ (略)	ある者であり、かつ、前各号のいづれにも該当しない者 イ (略)
(8) 次のいづれかに該当する者 <u>111,780円</u> ア 合計所得金額が <u>2,000,000円以上3,000,000円未満</u> である者であり、かつ、前各号のいづれにも該当しない者 イ (略)	(8) 次のいづれかに該当する者 <u>104,220円</u> ア 合計所得金額が <u>1,900,000円以上2,900,000円未満</u> である者であり、かつ、前各号のいづれにも該当しない者 イ (略)
(9) 次のいづれかに該当する者 <u>126,680円</u> ア 合計所得金額が <u>3,000,000円以上4,000,000円未満</u> である者であり、かつ、前各号のいづれにも該当しない者 イ (略)	(9) 次のいづれかに該当する者 <u>118,110円</u> ア 合計所得金額が <u>2,900,000円以上4,000,000円未満</u> である者であり、かつ、前各号のいづれにも該当しない者 イ (略)
(10) 次のいづれかに該当する者 <u>137,860円</u> ア・イ (略)	(10) 次のいづれかに該当する者 <u>125,060円</u> ア・イ (略)
(11) 次のいづれかに該当する者 <u>149,040円</u> ア・イ (略)	(11) 次のいづれかに該当する者 <u>132,010円</u> ア・イ (略)
(12) 次のいづれかに該当する者 <u>160,210円</u> ア・イ (略)	(12) 次のいづれかに該当する者 <u>138,960円</u> ア・イ (略)
(13) 次のいづれかに該当する者 <u>171,390円</u> ア・イ (略)	(13) 次のいづれかに該当する者 <u>145,900円</u> ア・イ (略)
(14) 前各号のいづれにも該当しない者 <u>182,570円</u> 2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成30年度から平成32年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、 <u>33,530円</u> とする。	(14) 前各号のいづれにも該当しない者 <u>152,850円</u> 2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成27年度から平成29年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、 <u>31,260円</u> とする。

改正案	現行
(保険料の減免) 第 12 条 市長は、次の各号のいづれかに該当する者のうち必要があると認められるものに対し、保険料を減免する。 (1)～(3) (略) (4) 前 3 号に掲げるもののほか、第 1 号被保険者について保険料を納付することが著しく困難な事情として規則で定める事情があること。	(保険料の減免) 第 12 条 市長は、次の各号のいづれかに該当する者のうち必要があると認められるものに対し、保険料を減免する。 (1)～(3) (略)
2・3 (略) 第 16 条 寝屋川市は、被保険者、 <u>被保険者</u> の配偶者若しくは <u>被保険者</u> の属する世帯の世帯主又はこれであつた者が正当な理由なしに、法第 202 条第 1 項の規定により文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、100,000 円以下の過料を科する。	2・3 (略) 第 16 条 寝屋川市は、被保険者、第 1 号被保険者の配偶者若しくは第 1 号被保険者の属する世帯の世帯主又はこれであつた者が正当な理由なしに、法第 202 条第 1 項の規定により文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、100,000 円以下の過料を科する。
附 則 (延滞金の利率の特例) 第 9 条 当分の間、第 10 条第 1 項に規定する延滞金の年 14.6 パーセントの割合及び年 7.3 パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）第 93 条第 2 項の規定により告示された割合に年 1 パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。）が年 7.3 パーセント	附 則 (延滞金の利率の特例) 第 9 条 当分の間、第 10 条第 1 項に規定する延滞金の年 14.6 パーセントの割合及び年 7.3 パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）第 93 条第 2 項の規定により告示された割合に年 1 パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。）が年 7.3 パーセント

改正案	現行
<p>の割合に満たない場合には、その年（以下この条において「特例基準割合適用年」という。）中においては、年 14.6 パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年 7.3 パーセントの割合を加算した割合とし、年 7.3 パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年 1 パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年 7.3 パーセントの割合を超える場合には、年 7.3 パーセントの割合）とする。</p> <p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。 (経過措置)</p> <p>2 この条例による改正後の対屋川市介護保険条例（以下「改正後の条例」という。）第 5 条の規定は、平成 30 年度以後の年度分の保険料について適用し、平成 29 年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。</p> <p>3 改正後の条例第 12 条の規定は、平成 30 年度以後の年度分の保険料の減免について適用し、平成 29 年度以前の年度分の保険料の減免については、なお従前の例による。</p>	<p>の割合に満たない場合には、その年（以下この条において「特例基準割合適用年」という。）中においては、年 14.6 パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年 7.3 パーセントの割合を加算した割合とし、年 7.3 パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年 1 パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年 7.3 パーセントの割合を超える場合には、年 7.3 パーセントの割合）とする。</p>

寝屋川市指定居宅介護支援事業者の指定 並びに指定居宅介護支援等の事業の人員 及び運営に関する基準を定める条例の一 部改正

1 改正理由

『指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準』(厚生省令) の改
正に伴い、寝屋川市における指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に關す
る基準の改正を行うため、本条例の一部を改正する。

2 主な改正内容

(1) 基本方針（第4条関係）

指定居宅介護支援事業者は、事業の運営に当たって、『障害者の日常生活及
び社会生活を総合的に支援するための法律』に規定する指定特定相談支援事
業者との連携に努めなければならない旨を明記する。.

(2) 管理者（第6条関係）

指定居宅介護支援事業所の管理者は、主任介護支援専門員でなければなら
ないこととする。

(3) 重要事項の説明等（第7条関係）

指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、「利用
者は、複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができる」
ことを説明することなどを義務付ける。

(4) 指定居宅介護支援の具体的取扱方針（第16条関係）

具体的取扱方針として、次の事項等を加える。

ア 介護支援専門員は、末期の悪性腫瘍の患者である利用者の心身の状況等
により、主治の医師等の意見を勘案して必要と認める場合などについては、
サービス担当者会議の開催によらないで、指定居宅サービス等の担当者に

対する照会等により意見を求めることができるものとする。

イ 介護支援専門員は、居宅サービス計画に厚生労働大臣が定める回数以上の訪問介護を位置付ける場合にあっては、その利用の妥当性を検討し、必要な理由を記載するとともに、当該居宅サービス計画を市町村に届け出なければならない。

(5) 附則

ア 施行期日

平成 30 年 4 月 1 日。ただし、(4)イは、平成 30 年 10 月 1 日

イ 経過措置

平成 33 年 3 月 31 日までの間は、(2)にかかわらず、介護支援専門員を管理者とすることができます。

寝屋川市指定居宅介護支援事業者の指定並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例

No.1

改正案	現行
(基本方針)	(基本方針)
第4条(略)	第4条(略)
2(略)	2(略)
3 指定居宅介護支援事業者(法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者をいう。以下同じ。)は、指定居宅介護支援事業者を尊重し、常に利用者の立場に立つて、利用者に提供される指定居宅サービス等(法第8条第24項に規定する指定居宅サービス等をいう。以下同じ。)が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者(法第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者をいう。以下同じ。)等に不當に偏することのないよう、公正中立に行わなければならない。	3 指定居宅介護支援事業者(法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者をいう。以下同じ。)は、指定居宅介護支援事業者を尊重し、常に利用者の立場に立つて、利用者に提供される指定居宅サービス等(法第8条第24項に規定する指定居宅サービス等をいう。以下同じ。)が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者(法第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者をいう。以下同じ。)等に不當に偏することのないよう、公正中立に行わなければならない。
4 指定居宅介護支援事業者は、事業の運営に当たっては、市町村(特別区を含む。以下同じ。)、法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センター、老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の7の2に規定する老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者(法第58条第1項に規定する指定介護予防支援事業者をいう。以下同じ。)、介護保険施設	4 指定居宅介護支援事業者は、事業の運営に当たっては、市町村(特別区を含む。以下同じ。)、法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センター、老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の7の2に規定する老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者(法第58条第1項に規定する指定介護予防支援事業者をいう。以下同じ。)、介護保険施設

改 正 案	現 行
123号) 第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者等との連携に努めなければならない。 (従業者の員数)	等との連携に努めなければならない。 (従業者の員数)
第5条 指定居宅介護支援事業者は、当該指定に係る事業所(以下「指定居宅介護支援事業所」という。)ごとに1以上の員数の指定居宅介護支援の提供に当たる介護支援専門員であって常勤であるもの_____を置かなければならぬ。 2 (略) (管理者)	第5条 指定居宅介護支援事業者は、当該指定に係る事業所(以下「指定居宅介護支援事業所」という。)ごとに1以上の員数の指定居宅介護支援の提供に当たる介護支援専門員であって常勤であるもの_____を置かなければならぬ。 2 (略) (管理者)
第6条 (略) 2 前項に規定する管理者は、介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第140条の66第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員でなければならない。	第6条 (略) 2 前項に規定する管理者は、介護支援専門員 _____でなければならない。 3 (略) (重要事項の説明等)
第7条 (略) 2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、居宅サービス計画が第4条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができると等につき説明を行い、理解を得なければならない。	第7条 (略) 2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、居宅サービス計画が第4条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであること 等につき説明を行い、理解を得なければならない。

改正案

現行

3 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用者について、病院又は診療所に入院する必要が生じた場合は、当該利用者に係る介護支援専門員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めなければならない。

4 指定居宅介護支援事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があつた場合には、第1項の規定により当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次の各号に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができます。この場合において、当該指定居宅介護支援事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

(1)・(2) (略)

5 第4項第1号の「電子情報処理組織」とは、指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

6 第3項第1号の「電子情報処理組織」とは、指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

7 指定居宅介護支援事業者は、第4項の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次の各号に

3 指定居宅介護支援事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があつた場合には、第1項の規定により当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次の各号に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができます。この場合において、当該指定居宅介護支援事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

(1)・(2) (略)

4 (略)

5 第3項第1号の「電子情報処理組織」とは、指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

6 指定居宅介護支援事業者は、第3項の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次の各号に

改正案	現行
<p>掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。</p> <p>(1) 第4項各号に規定する方法のうち指定居宅介護支援事業者が使用するもの</p> <p>(2) (略)</p> <p>8 (略)</p>	<p>掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。</p> <p>(1) 第3項各号に規定する方法のうち指定居宅介護支援事業者が使用するもの</p> <p>(2) (略)</p> <p>7 (略)</p> <p>(指定居宅介護支援の具体的取扱方針)</p> <p>第16条 指定居宅介護支援の方針は、第4条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次の各号に掲げるとこころによるものとする。</p> <p>(1)～(8) (略)</p>
<p>(9) 介護支援専門員は、サービス担当者会議（介護支援専門員が居宅サービス計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者（以下この条において「担当者」という。）を招集して行う会議をいう。以下同じ。）の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、当該居宅サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。ただし、利用者（末期の悪性腫瘍の患者に限る。）の心身の状況等により、主治の医師又は歯科医師（以下「主治の医師等」という。）の意見を勘案して必要と認められる場合その他の場合については、</p>	<p>(9) 介護支援専門員は、サービス担当者会議（介護支援専門員が居宅サービス計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者（以下この条において「担当者」という。）を招集して行う会議をいう。以下同じ。）の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、当該居宅サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。ただし、やむを得ない</p> <hr/> <p>理由がある場合については、</p>

改正案	現行
<p>担当者に対する照会等により意見を求めることがができるものとする。</p> <p>(10)～(13) (略)</p> <p>(13)の2 介護支援専門員は、<u>指定居宅サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたときその他必要と認めるとときは、利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て主治の医師若しくは歯科医師又は薬剤師に提供するものとする。</u></p> <p>(14) 介護支援専門員は、<u>第13号に規定する実施状況の把握(以下「モニタリング」という。)に当たっては、利用者及びその家族、<u>指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めところにより行わなければならない。</u></u></p> <p>ア・イ (略)</p> <p>(15)～(18) (略)</p> <p>(18)の2 介護支援専門員は、<u>居宅サービス計画に厚生労働大臣が定める回数以上の訪問介護(厚生労働大臣が定めるものに限る。以下この号において同じ。)を位置付ける場合にあつては、その利用の妥当性を検討し、当該居宅サービス計画に訪問介護が必要な理由を記載するとともに、当該居宅サービス計画を市町村に届け出なければならない。</u></p>	<p>担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。</p> <p>(10)～(13) (略)</p> <p>(14) 介護支援専門員は、<u>前号</u>に規定する実施状況の把握(以下「モニタリング」という。)に当たっては、利用者及びその家族、<u>指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めところにより行わなければならない。</u></p> <p>ア・イ (略)</p> <p>(15)～(18) (略)</p>

改正案	現行
(19) 介護支援専門員は、利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合その他必要な場合には、利用者の同意を得て <u>主治の医師等</u> の意見を求めなければならない。	(19) 介護支援専門員は、利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合その他必要な場合には、利用者の同意を得て <u>主治の医師又は歯科医師</u> （以下「主治の医師等」という。）の意見を求めるなければならない。
(19)の2 前号の場合において、介護支援専門員は、居宅サービス計画を作成した際には、当該居宅サービス計画を主治の医師等に交付しなければならない。	(20)～(27) (略)

(附則)

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第16条第18号の次に1号を加える改正規定は、平成30年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成33年3月31日までの間は、この条例による改正後の寝屋川市指定居宅介護支援事業者の指定並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例第6条第2項の規定にかかわらず、介護支援専門員（介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の66第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員を除く。）を寝屋川市指定居宅介護支援事業者の指定並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例第6条第1項に規定する管理者とすることができる。

寝屋川市後期高齢者医療に関する条例の 一部改正

1 改正理由

『高齢者の医療の確保に関する法律』の改正に伴い、後期高齢者医療制度に関し、保険料を徴収すべき被保険者に関する規定の整備を行うため、本条例の一部を改正する。

2 主な改正内容

(1) 保険料を徴収すべき被保険者（第3条関係）

『高齢者の医療の確保に関する法律』の改正により、「国民健康保険の被保険者であって、国民健康保険法の規定により住所地特例の適用を受けて寝屋川市の国民健康保険の被保険者とされているもの」で、大阪府後期高齢者医療広域連合以外の後期高齢者広域連合の区域内に住所を有するものが、75歳に達するに至った場合等には、大阪府後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者とすることとされたことに伴い、当該被保険者を、寝屋川市が保険料を徴収すべき被保険者に追加する。

※ 国民健康保険法による住所地特例

国民健康保険法の規定により、入院等をしたことにより病院等の所在する場所に住所を変更したと認められる国民健康保険の被保険者であって、当該病院等に入院等をした際、寝屋川市の区域内に住所を有していたと認められるものは、寝屋川市が行う国民健康保険の被保険者とすることとされている。

(2) 附則

ア 施行期日 平成30年4月1日

イ 経過措置

改正後の規定は、この条例の施行の日以後に後期高齢者医療の被保険者となる者について適用する。

寝屋川市後期高齢者医療に関する条例

No.1

改 正 案	現 行
<p>(保険料を徴収すべき被保険者)</p> <p>第3条 寝屋川市が保険料を徴収すべき被保険者は、次の各号に掲げる被保険者とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「法」という。）第55条第1項（法第55条の2第2項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける被保険者であって、病院等（法第55条第1項に規定する病院等をいう。以下同じ。）に入院等（法第55条第1項に規定する入院等をいう。以下同じ。）をした際寝屋川市の区域内に住所を有していた被保険者</p> <p>(3) 法第55条第2項第1号（法第55条の2第2項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける被保険者であって、継続して入院等をしている2以上の病院等のうち最初の病院等に入院等をした際寝屋川市の区域内に住所を有していた被保険者</p> <p>(4) 法第55条第2項第2号（法第55条の2第2項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける被保険者であって、最後に行つた同号に規定する継続入院等の際寝屋川市の区域内に住所を有していた被保険者</p> <p>(5) 法第55条の2第1項の規定の適用を受ける被保険者で</p>	<p>(保険料を徴収すべき被保険者)</p> <p>第3条 寝屋川市が保険料を徴収すべき被保険者は、次の各号に掲げる被保険者とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「法」という。）第55条第1項の規定の適用を受ける被保険者であって、病院等（同項に規定する病院等をいう。以下同じ。）に入院等（同項に規定する入院等をいう。以下同じ。）をした際寝屋川市の区域内に住所を有していた被保険者</p> <p>(3) 法第55条第2項第1号の規定の適用を受ける被保険者であって、継続して入院等をしている2以上の病院等のうち最初の病院等に入院等をした際寝屋川市の区域内に住所を有していた被保険者</p> <p>(4) 法第55条第2項第2号の規定の適用を受ける被保険者であって、最後に行つた同号に規定する継続入院等の際寝屋川市の区域内に住所を有していた被保険者</p>

改正案	現行												
<p>あつて、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第116条の2第1項及び第2項の規定の適用を受け、これらの規定により復屋川市に住所を有するとみなされた国民健康保険の被保険者であつた被保険者</p> <p>附則 (延滞金の利率の特例)</p> <p>第2条(略)</p>	<p>附則 (延滞金の利率の特例)</p> <p>第2条(略)</p> <p>(平成20年度における被扶養者であつた被保険者に係る保険料の徴収の特例)</p> <p>第3条 平成20年度における被扶養者であつた被保険者 第99条第2項に規定する被扶養者であつた被保険者をいう。以下同じ。)に係る普通徴収の方法によつて徴収する保険料の納期は、第4条第1項の規定にかかわらず、次のとおりとする。</p> <table> <tr> <td>第1期</td> <td>10月1日から同月31日まで</td> </tr> <tr> <td>第2期</td> <td>11月1日から同月30日まで</td> </tr> <tr> <td>第3期</td> <td>12月1日から同月31日まで</td> </tr> <tr> <td>第4期</td> <td>1月1日から同月31日まで</td> </tr> <tr> <td>第5期</td> <td>2月1日から同月28日まで</td> </tr> <tr> <td>第6期</td> <td>3月1日から同月31日まで</td> </tr> </table> <p>2 平成20年度において、被扶養者であつた被保険者に係る普通徴収の方法によつて徴収する保険料の納期について第4条第2項の規定を適用する場合においては、同項中「市長</p>	第1期	10月1日から同月31日まで	第2期	11月1日から同月30日まで	第3期	12月1日から同月31日まで	第4期	1月1日から同月31日まで	第5期	2月1日から同月28日まで	第6期	3月1日から同月31日まで
第1期	10月1日から同月31日まで												
第2期	11月1日から同月30日まで												
第3期	12月1日から同月31日まで												
第4期	1月1日から同月31日まで												
第5期	2月1日から同月28日まで												
第6期	3月1日から同月31日まで												

改 正 案	現 行
(施行期日) 附 則 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。 (経過措置) 2 この条例による改正後の復屋川市後期高齢者医療に関する条例第3条の規定は、この条例の施行の日以後に後期高齢者医療の被保険者となる者について適用し、同日前に被保険者となつた者については、なお従前の例による。	が別に定める」とあるのは、「10月1日以後における市長が別に定める時期とする」とする。

寝屋川市教育委員会の委員の数を定める 条例の制定

1 制定理由

『地方教育行政の組織及び運営に関する法律』第3条ただし書の規定に基づき、教育委員会の委員の数を定めるため、本条例を制定する。

2 制定内容

(1) 委員の数（第2条関係）

教育委員会の委員の数は、5人とする。

(2) 附則

施行期日 平成30年7月1日

中核市の指定に係る申出

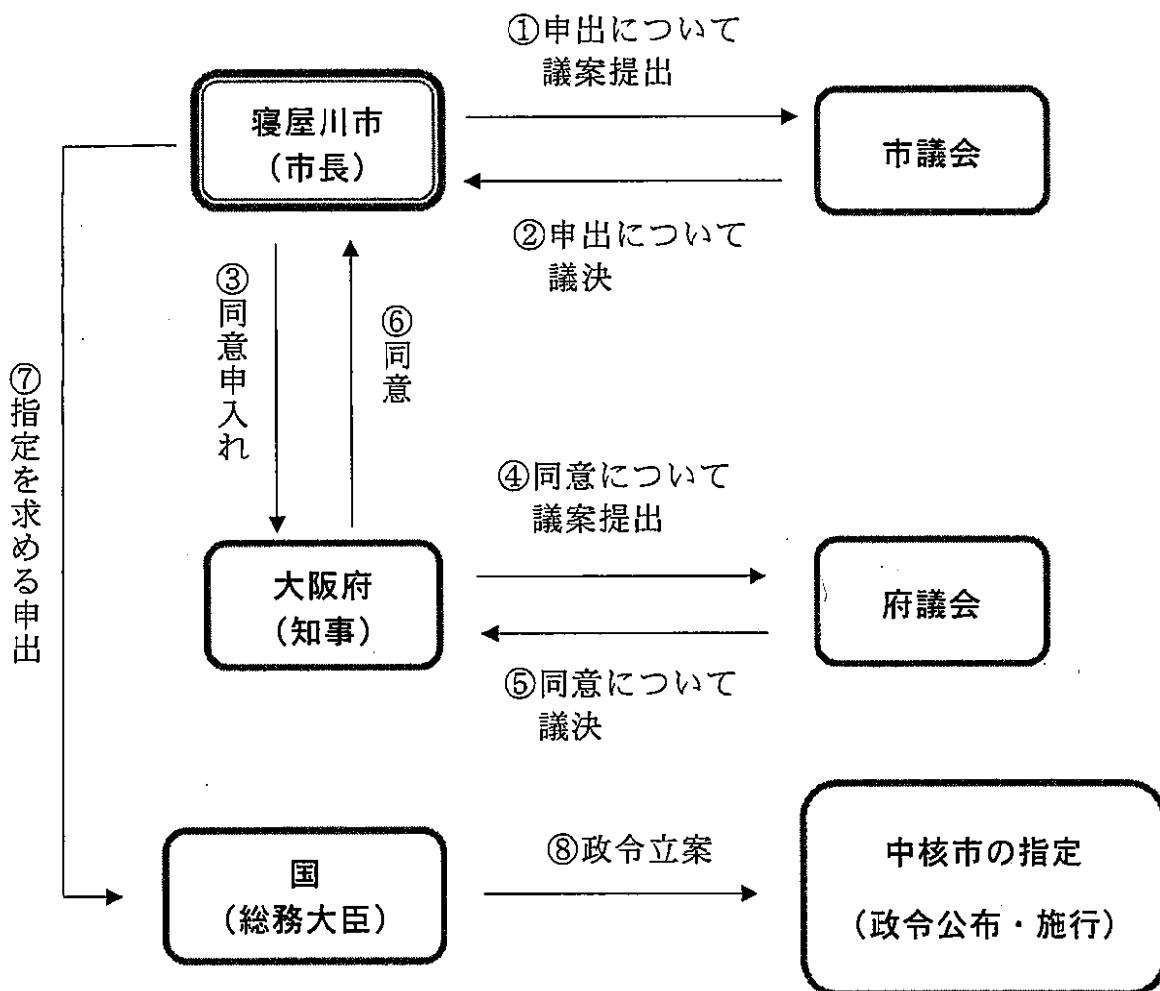
1 趣旨

総務大臣に対し中核市の指定に係る申出を行うことについて、議決を求める。

2 根拠法令

地方自治法第 252 条の 24 第 2 項

3 中核市の指定手続



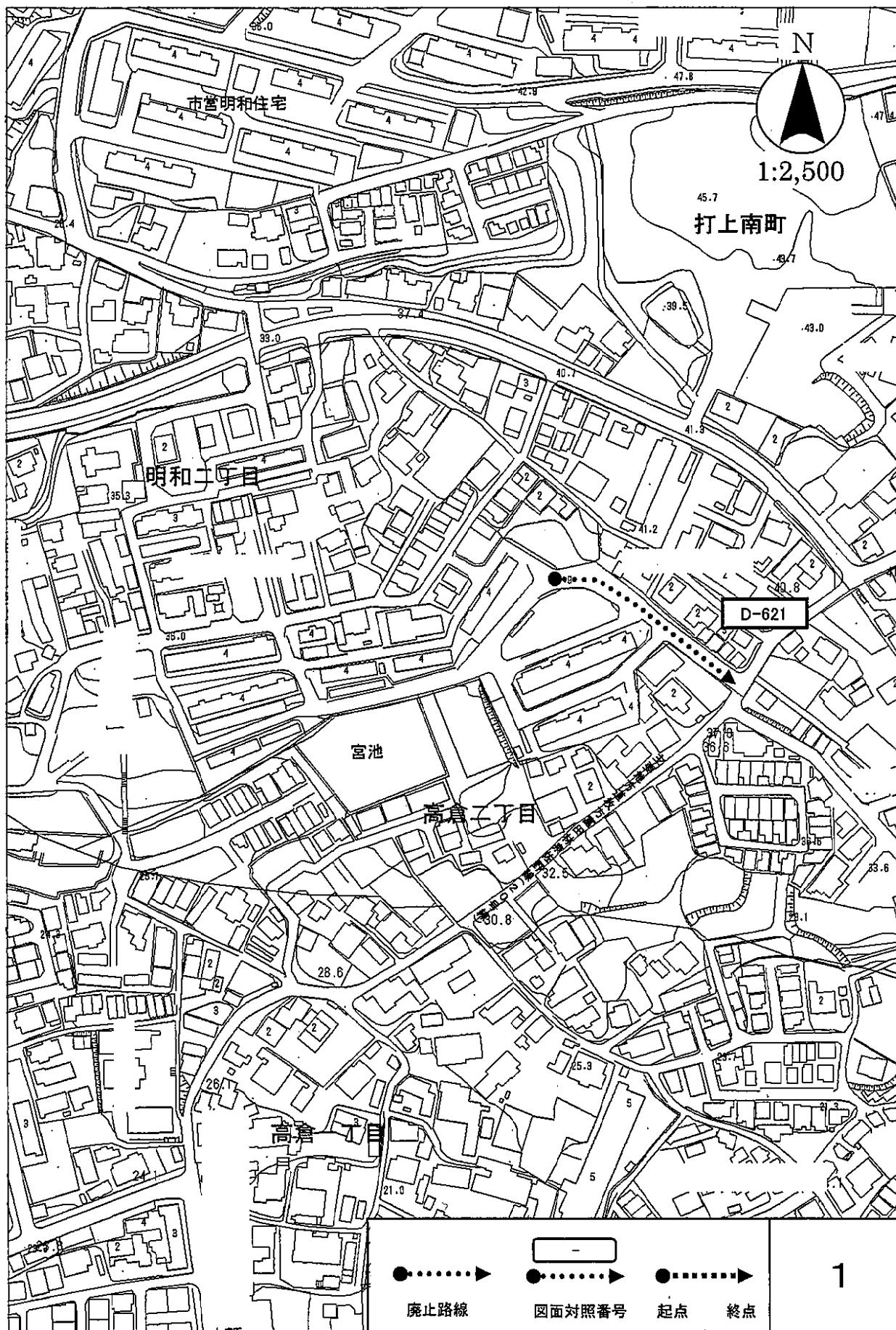
市道の廃止

区分	総延長	路線数
廃止予定数値	97.80 m	1 路線
現在数値	315,829.36 m	1,984 路線
廃止後予定数値	315,731.56 m	1,983 路線

[根拠法令]

道路法第10条第3項において準用する同法第8条第2項

図面対照番号	路線名	延長(m)	幅員(m)		備考	図面頁
			最小	最大		
D-621	明和二丁目12号線	97.80	6.81	13.03	寝屋川市営住宅再編整備 第1期建替事業による	1



(議案第 29 号関係)

市道の認定

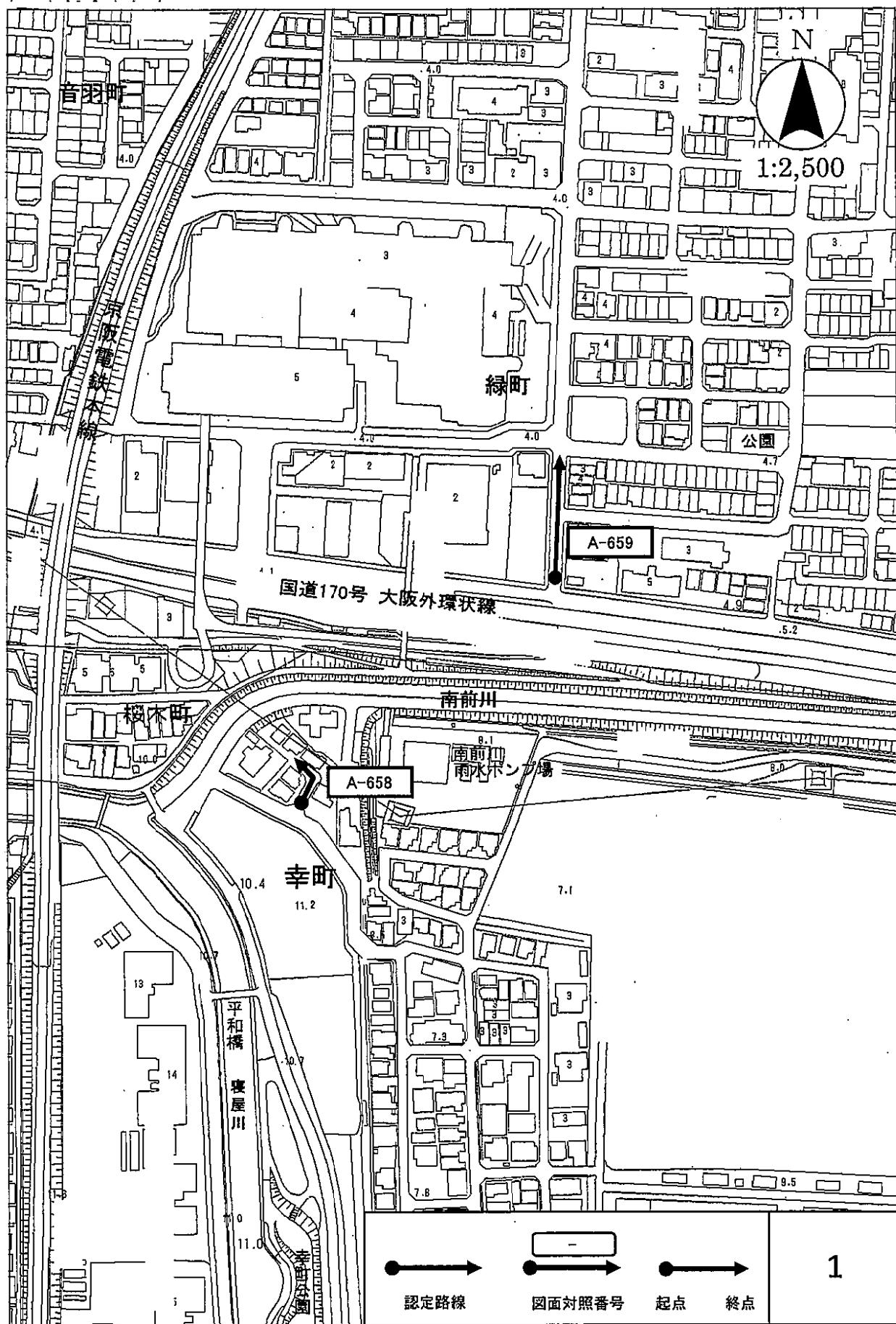
区分	総延長	路線数
認定予定数値	2,152.42 m	24 路線
廃止予定数値	97.80 m	1 路線
現在数値	315,829.36 m	1,984 路線
廃止後予定数値	315,731.56 m	1,983 路線
認定後予定数値	317,883.98 m	2,007 路線

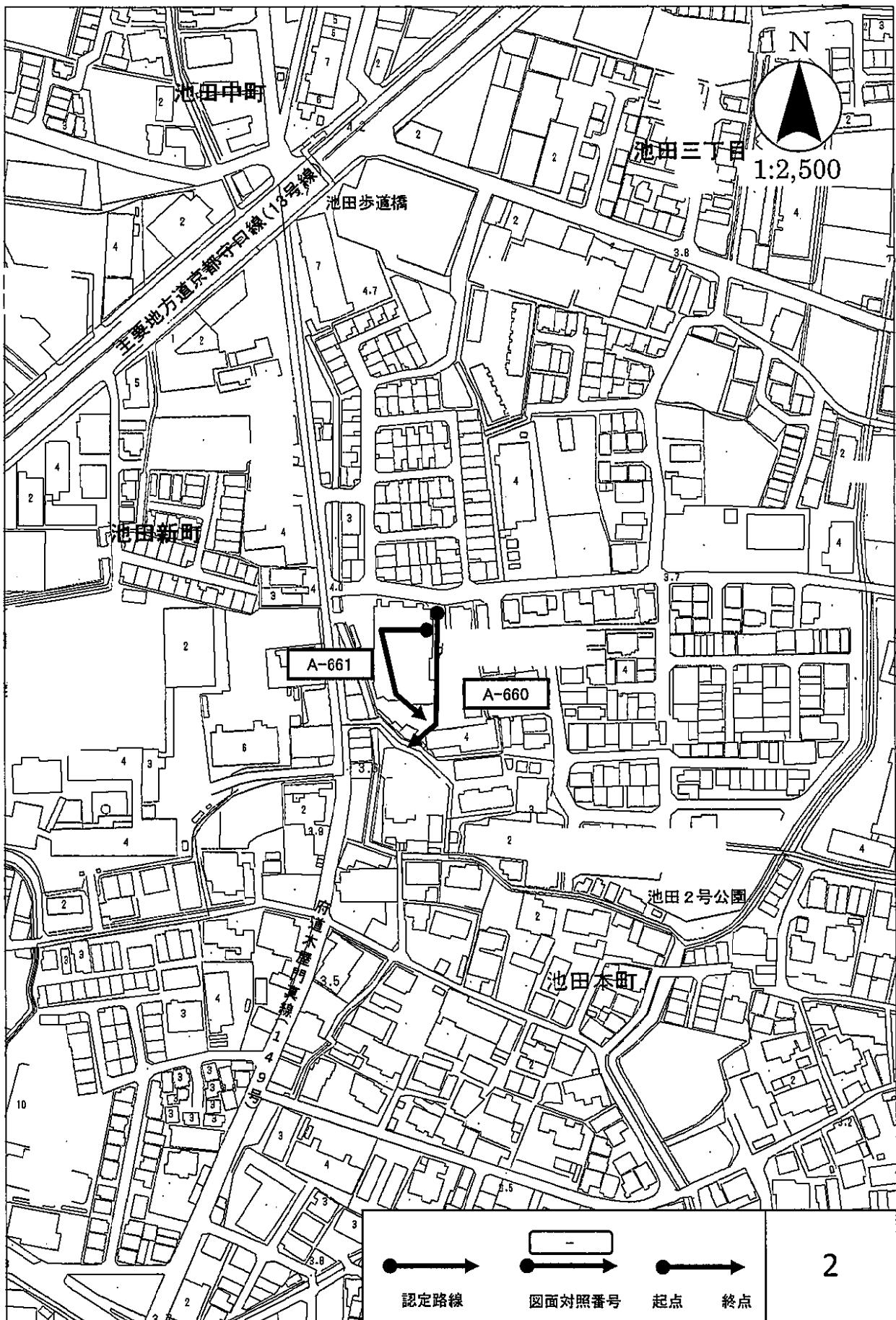
[根拠法令]

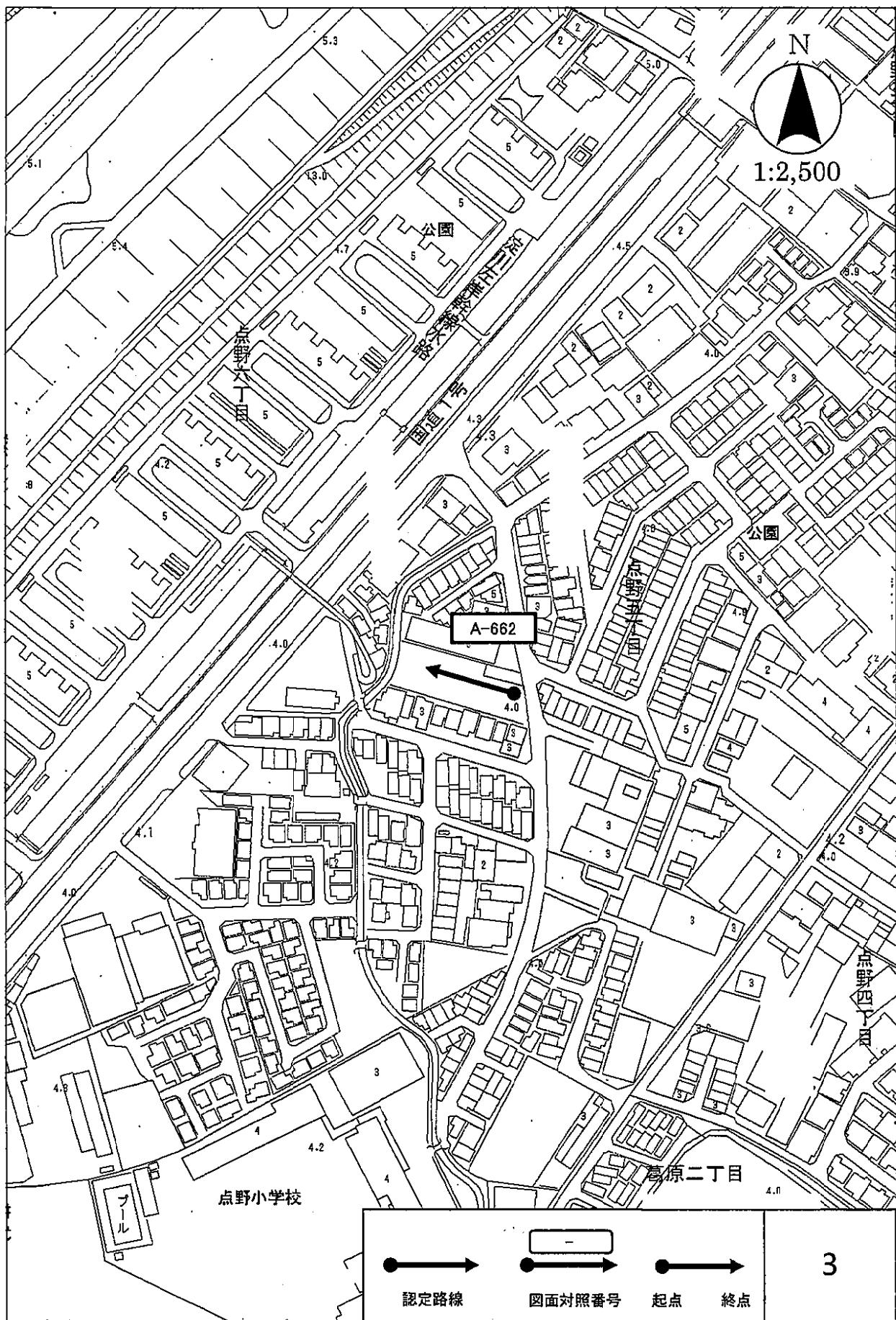
道路法第 8 条第 2 項

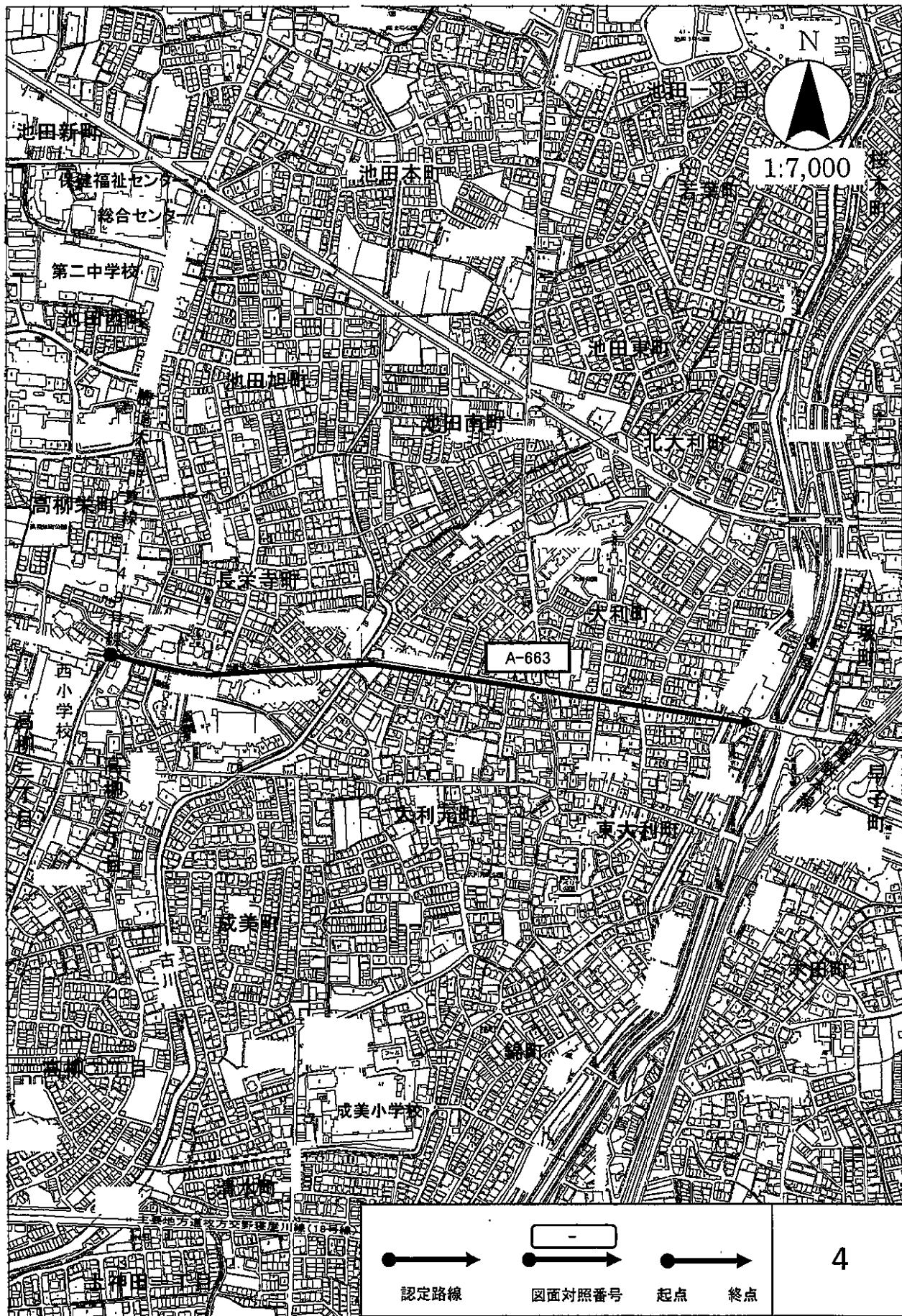
図面対照番号	路線名	延長(m)	幅員(m)		備考	図面頁
			最小	最大		
A-658	幸3号線	23.66	4.70	4.70	開発による	1
A-659	緑町35号線	57.47	8.90	8.90		
A-660	池田三丁目28号線	76.58	4.70	5.70	開発による	2
A-661	池田三丁目29号線	71.90	4.70	5.70		
A-662	点野五丁目33号線	47.13	4.70	4.70	開発による	3
A-663	対馬江大利線	850.00	20.00	20.00	都市計画道路対馬江大利線事業による	4
B-327	成田町25号線	30.14	4.70	4.70	開発による	5
B-328	成田東が丘39号線	87.69	5.00	5.00		
C-376	中木田11号線	70.32	5.20	12.00	開発による	6
C-377	高柳二丁目4号線	35.09	4.70	4.70	開発による	7
C-378	対馬江西8号線	32.98	4.70	4.70	開発による	8
C-379	萱島桜園3号線	55.00	6.70	6.70	開発による	9
C-380	萱島桜園4号線	55.00	4.70	4.70		
D-157	太秦緑が丘14号線	48.34	4.70	4.70	開発による	10

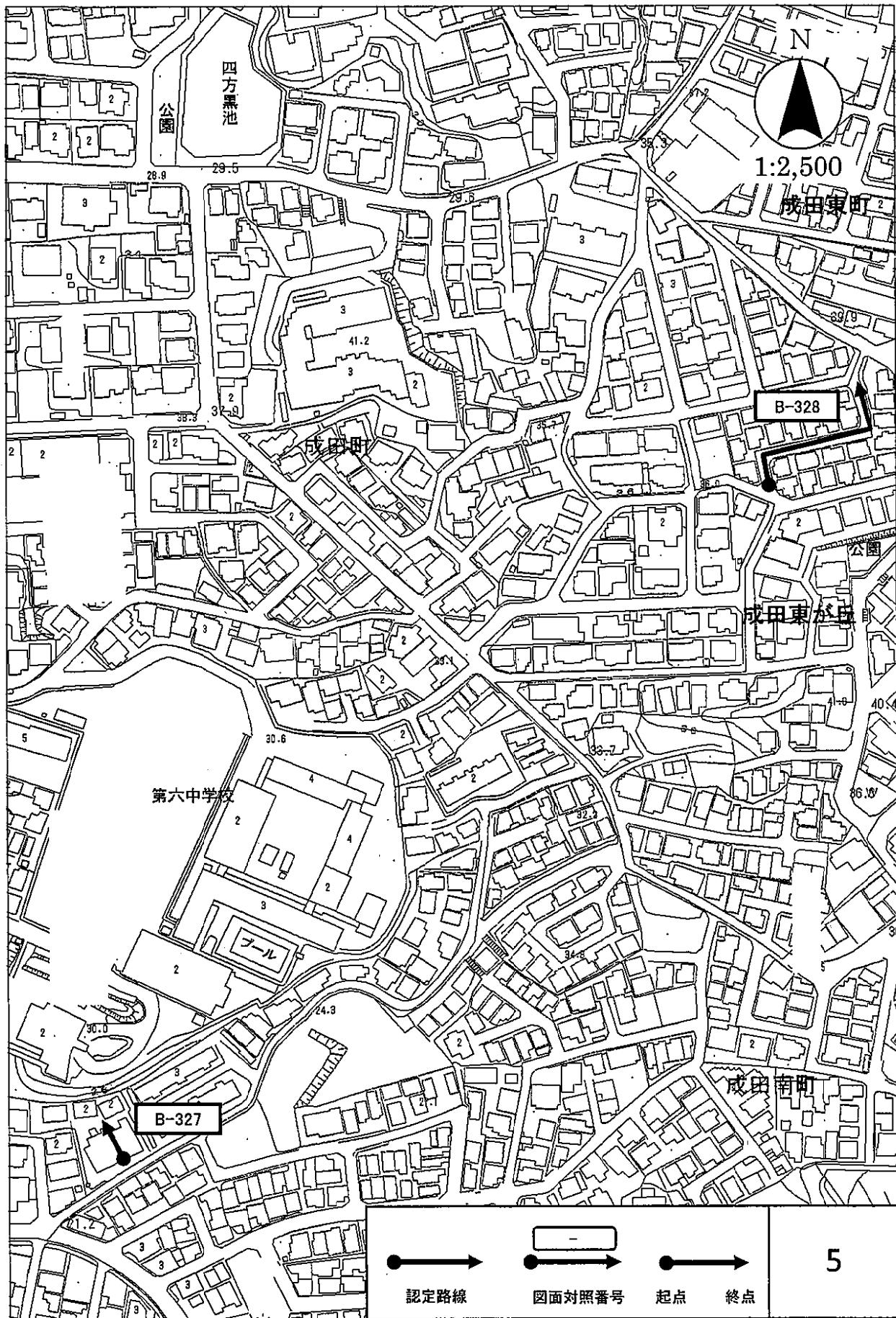
図面対照番号	路線名	延長(m)	幅員(m)		備考	図面頁
			最小	最大		
D-158	明和一丁目小路北町1号線	89.00	4.70	4.70	開発による	11
D-159	明和一丁目8号線	70.90	6.00	6.00	街なみ環境整備事業による	
D-621	明和二丁目12号線	132.79	6.70	13.03	寝屋川市営住宅再編整備 第1期建替事業による	12
D-633	堀溝北4号線	96.81	6.70	6.70	開発による	13
D-634	堀溝北5号線	14.17	4.70	4.70		
D-635	新家二丁目7号線	68.00	4.70	4.70		
D-636	堀溝二丁目3号線	21.87	4.70	4.70	開発による	14
D-637	河北中40号線	41.55	5.23	5.30	開発による	15
D-638	河北中41号線	33.14	4.70	4.70		
D-639	河北中42号線	42.89	4.70	4.70		

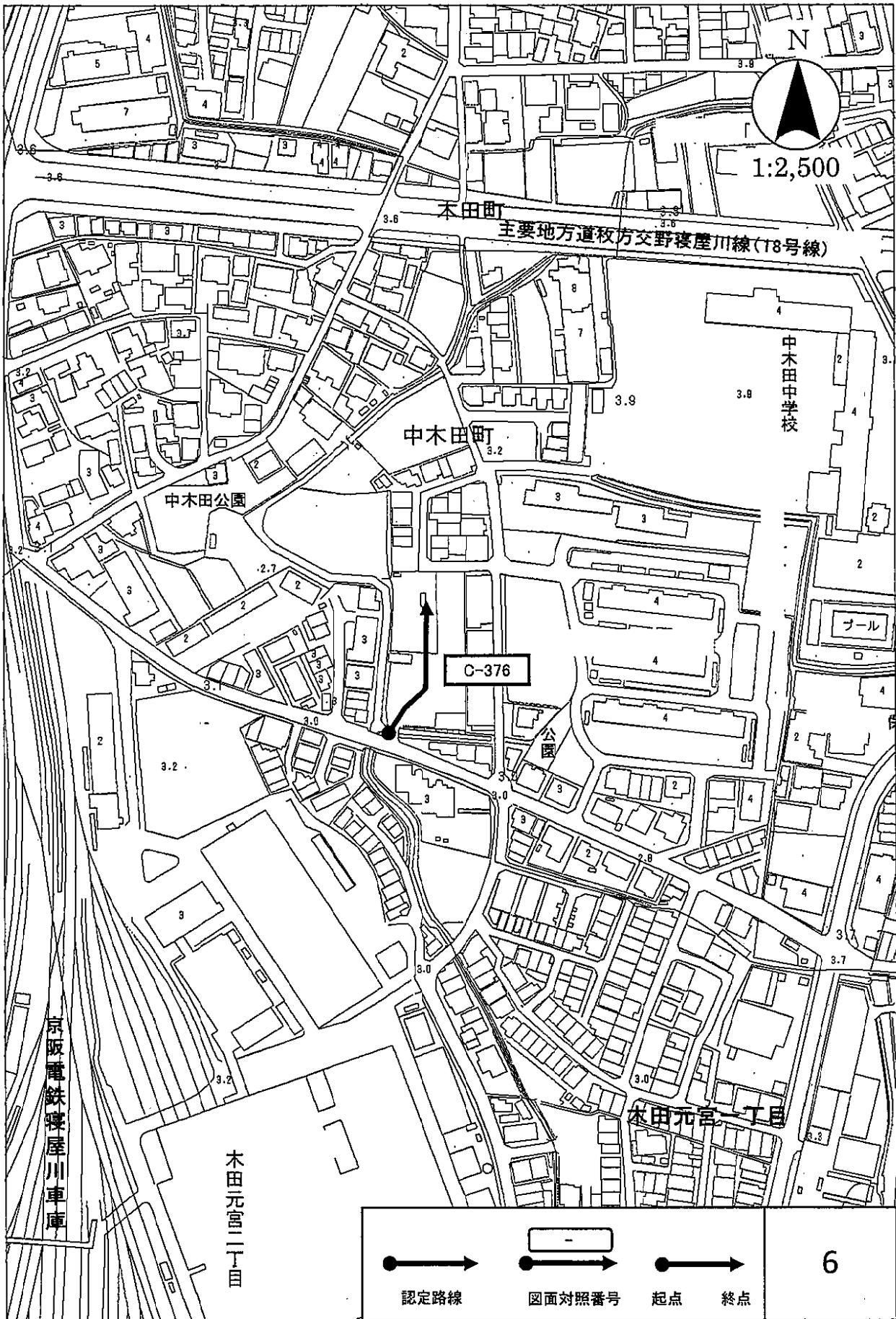


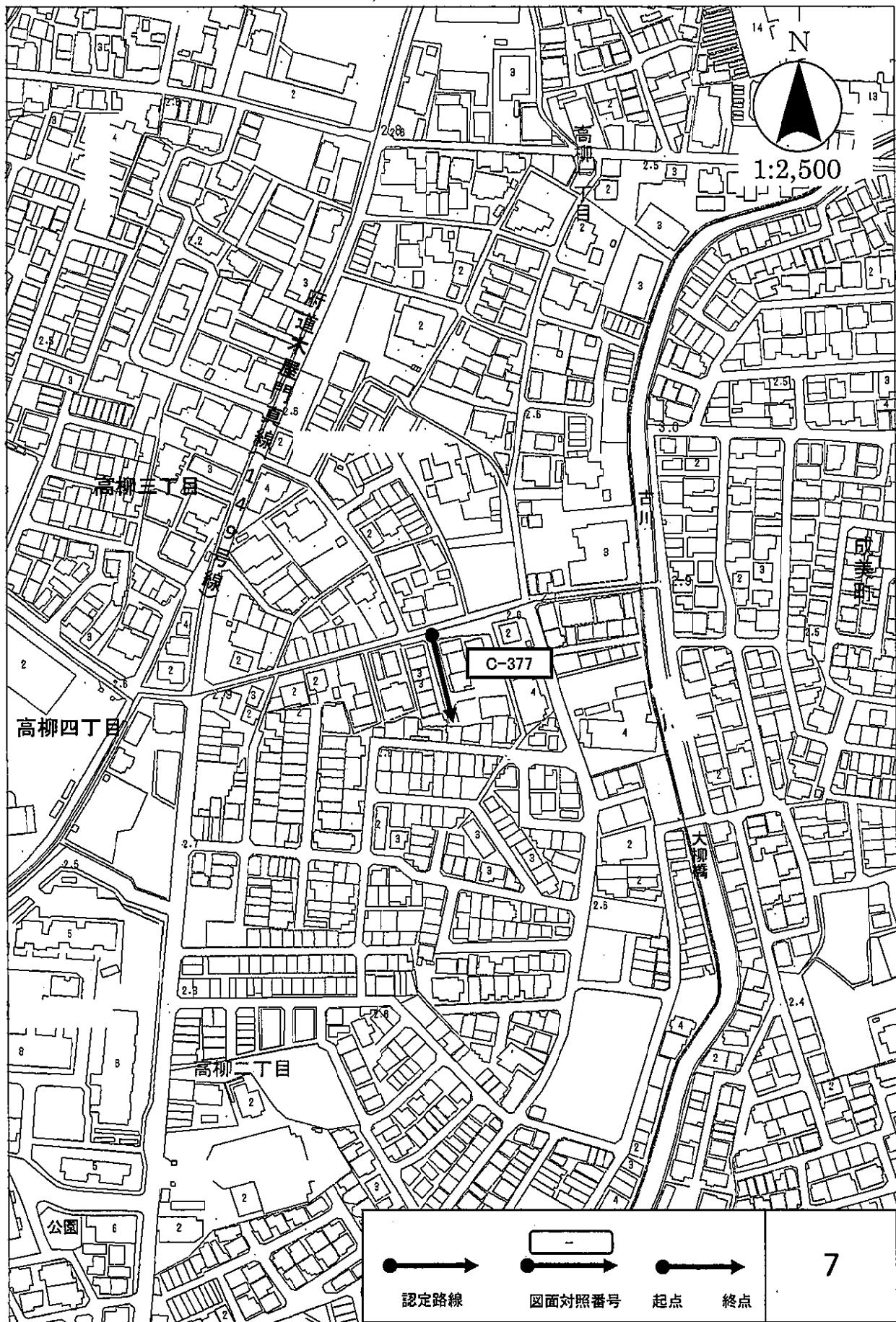


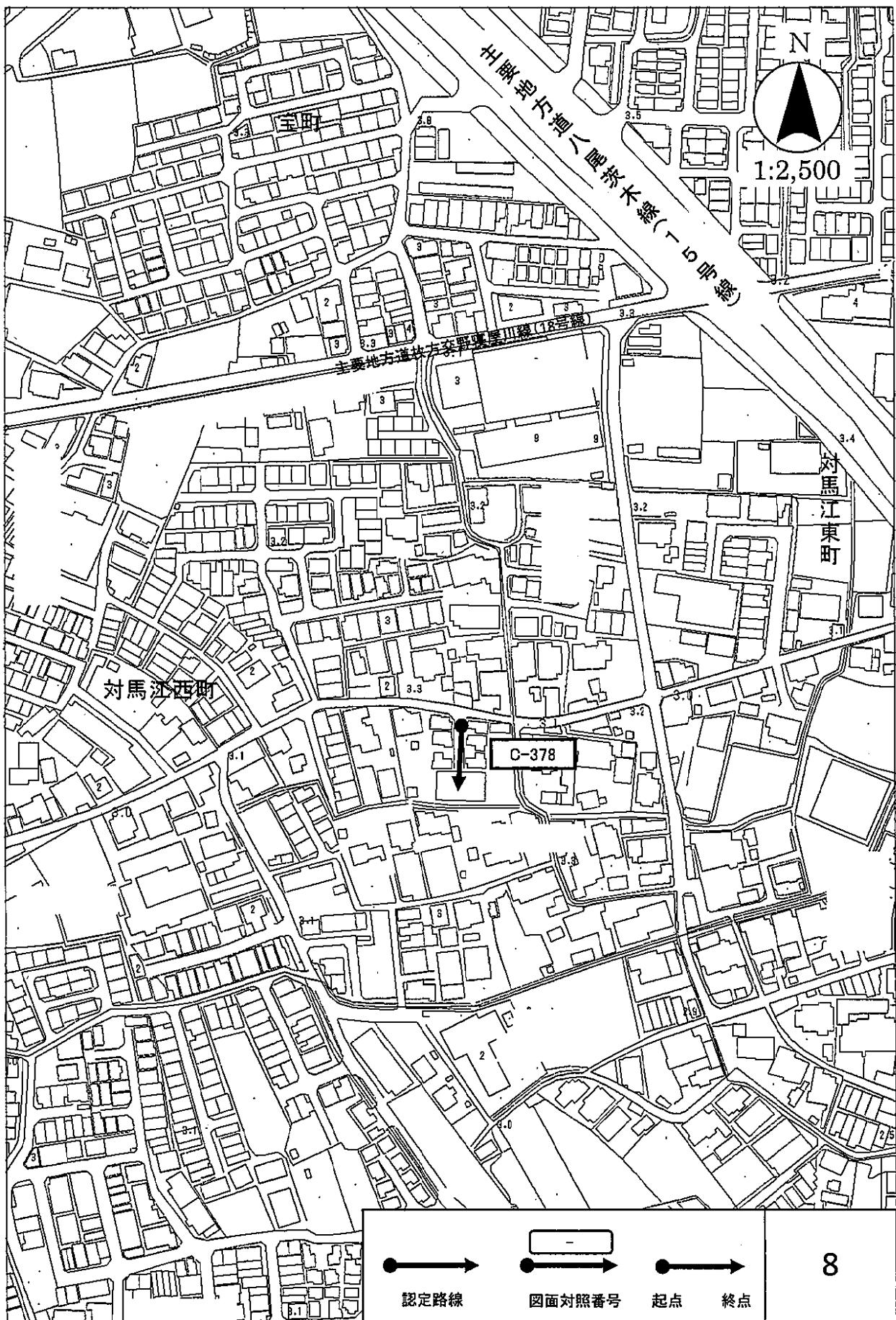


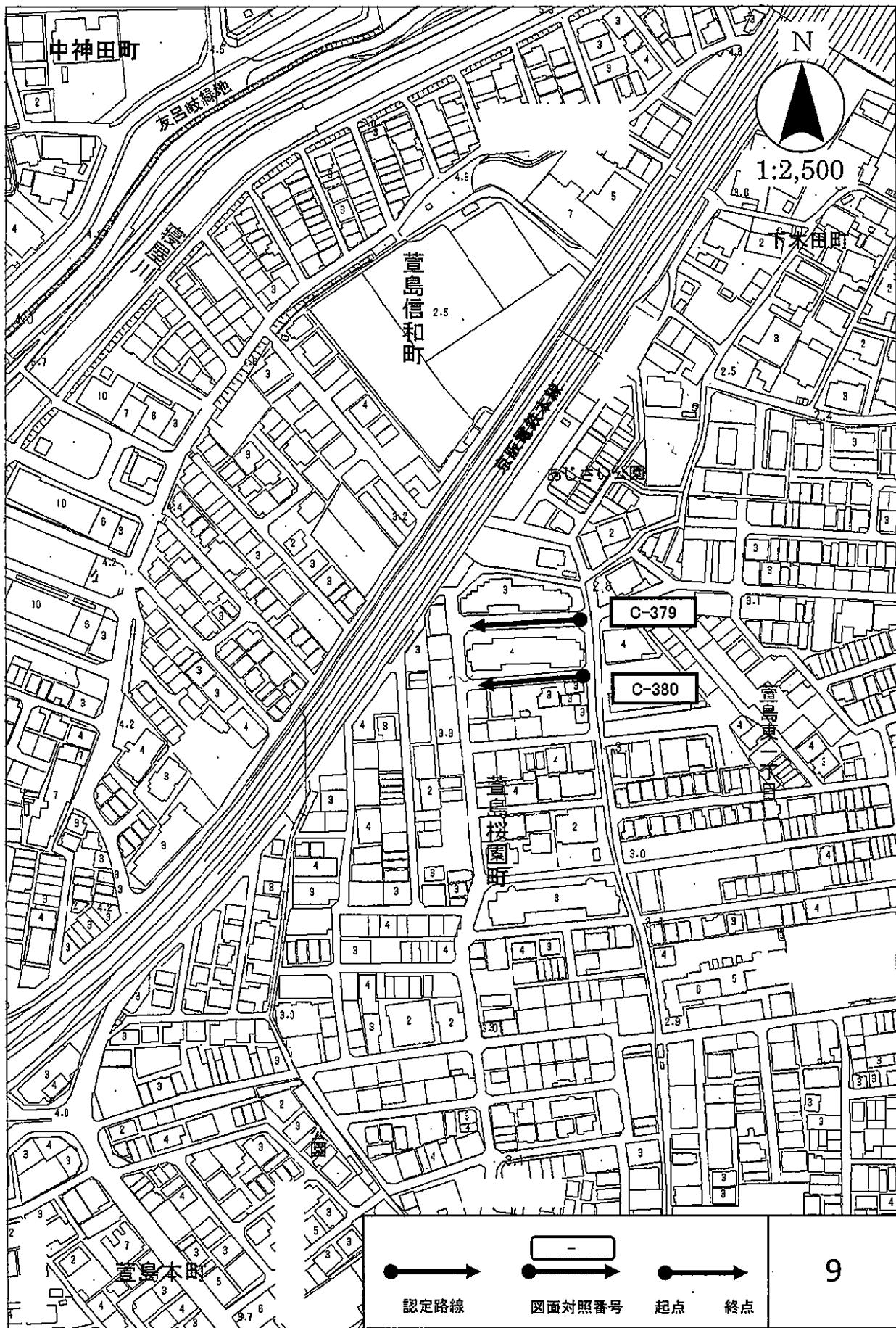




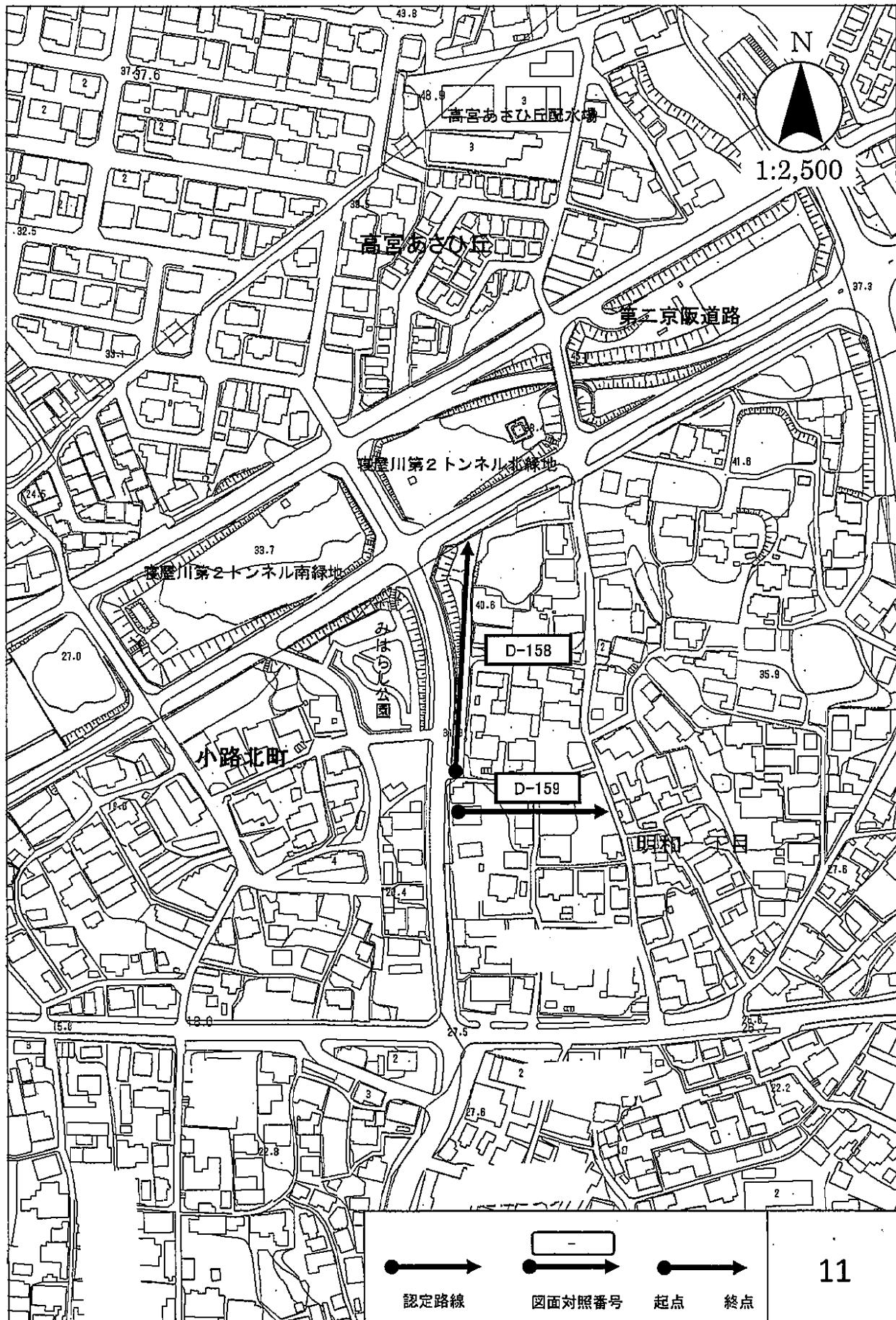


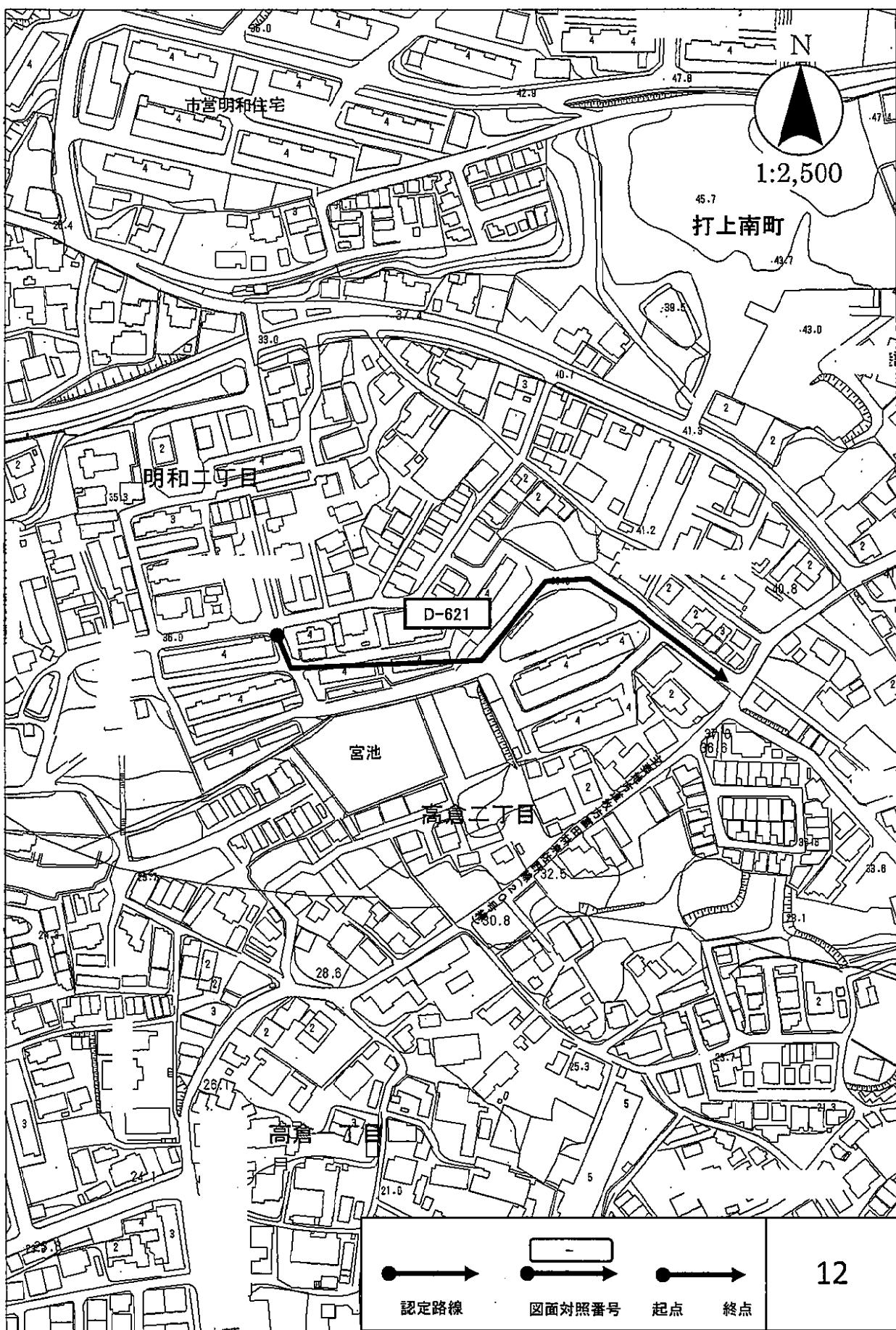




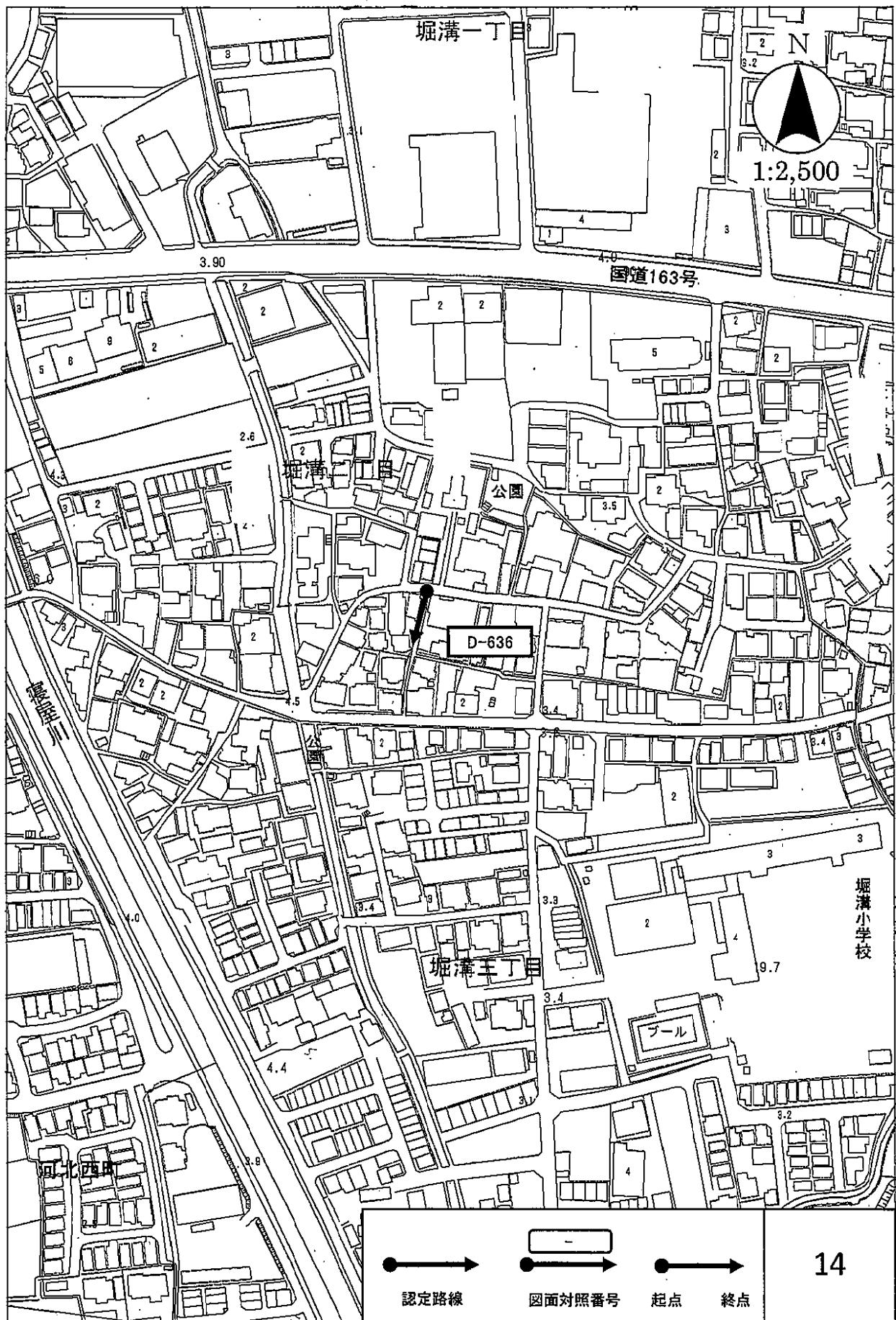


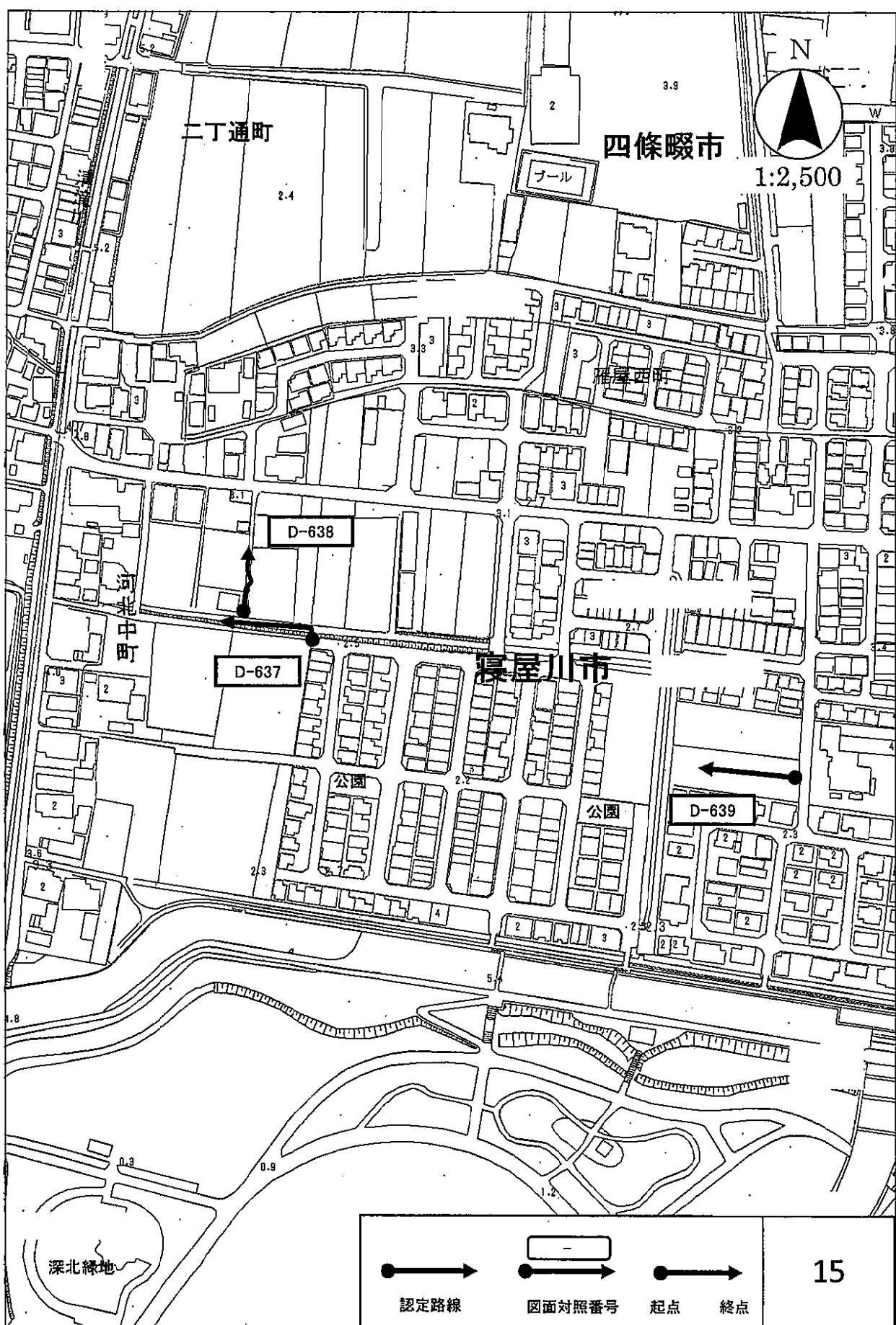












工事請負契約の変更

1 工事名 (仮称) 寝屋川市立子育てリフレッシュ館新築工事(建築主体工事)

2 工期

変更前	着工 平成 29 年 7 月 4 日
	完成 平成 30 年 4 月 20 日
変更後	着工 平成 29 年 7 月 4 日
	完成 平成 30 年 6 月 1 日

(仮称)寝屋川市立子育てリフレッシュ館 新築工事(建築主体工事) 工程表

	平成 29 年						平成 30 年					
	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月
準備工事	↑											
杭工事		↑										
基礎工事			↑									
躯体工事(1階)							(変更前)↑ (変更後)↑					
躯体工事(2階)								(変更前)↑ (変更後)↑				
躯体工事(3階)								(変更前)↑ (変更後)↑				
外装工事								(変更前)↑ (変更後)↑				
内装工事									(変更前)↑ (変更後)↑			
外構工事										(変更前)↑ (変更後)↑		